

平成28年3月2日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中尾悦次
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
環	境	峰	松	靖	規
部	長	大	代	昌	浩
会	計	土	井	正	昭
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	有	森	弘	茂
兼	人	川	原	逸	生
権	・	橋	村	直	子
同	和	田	崎		靖
対	策	中	島	憲	次
課	長	橋	口		浩
参	事	山	崎	公	和
企	画	山	浦	康	則
財	政	岩	下	善	孝
課	長	岸	川		修
兼	選	栗	林	雅	彦
管	理	小	野	隆	浩
委	員	染	川	康	輔
会	事	針	長	三	州
務	局	澤	野	政	信
参	事				
企	画				
財	政				
課	参				
事	兼				
選	管				
理	委				
員	会				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
員	会				
事	務				
局	長				
産	業				
支	援				
課	長				
兼	産				
業	部				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
事					
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
都	市				
建	設				
課	参				
事					
環	境				
下	水				
道	課				
長	兼				
ラ	ム				
サ	ー				
ル	条				
約	推				
進	室				
長					
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
教	育				
総	務				
課	参				
事					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成28年3月2日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第8号 鹿島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第2 議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第28号 鹿島市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約の制定に係る協議について
- （質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- （質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第15号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第16号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第17号 鹿島市福祉事務所設置条例及び鹿島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第18号 鹿島市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について
- （質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第19号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第24号 新世紀センター（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更について
- 議案第25号 新世紀センター（仮称）新築工事（電気設備）の請負契約の変更について
- 議案第26号 防災情報伝達システム整備工事（防災行政無線同報系デジタル化分）の請負契約の変更について

議案第27号 防災情報伝達システム整備工事（防災行政無線移動系デジタル化分）の請負契約の変更について

（質疑、討論、採決）

日程第10 議案第29号 千葉県香取市との友好都市協定の締結について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。中尾事務局長。

○議会事務局長（中尾悦次君）

諸般の報告をいたします。

本日、2月26日提出の鹿島市議会定例会議案説明資料及び平成28年度鹿島市一般会計当初予算、予算参考資料の一部について、お手元に配付の正誤表のとおり訂正をしたい旨、市長から議長宛てに申し出がありましたので、そのように訂正していただきますよう、お願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第8号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案第8号 鹿島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

それでは、議案第8号 鹿島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について説明いたします。

議案書は8ページから、議案説明資料は1ページからでございます。

提案理由は、いじめの防止等のための対策を実効的に行う組織として、鹿島市いじめ問題対策委員会を設置したいので、この案を提出するものでございます。

最初に、議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の2ページをお開きください。

平成25年6月に公布された、いじめ防止対策推進法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等——いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のことを言います。これらの対策を実効的に行う組織として、地方自治法第138条

の4第3項の規定に基づき、鹿島市教育委員会に附属機関として鹿島市いじめ問題対策委員会を設置したいので、この条例を制定いたします。

いじめ防止対策推進法は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律でございます。

次に、条例の内容について説明いたしますので、議案書の9ページをお開きください。

第1条では、先ほど説明いたしましたとおり、いじめ問題対策委員会の設置について規定しております。

第2条では、いじめ問題対策委員会の所掌事務について規定しております。

第1項においては、教育委員会の諮問に応じ、第1号で、いじめの防止等のための方策を実効的に行うための専門的な知見に基づいて審議を行うこと、第2号で、小・中学校における法第24条に規定する事案について調査すること、第3号で、小・中学校における法第28条第1項に規定する重大事態について調査をすることと定めております。

第2項においては、諮問の有無にかかわらず、いじめ問題対策委員会は小・中学校におけるいじめに関する通報、相談等を受けることができること、この場合において、事実関係の確認及び調査、いじめの認定、建議その他いじめ問題の解決に関する事務を行うと定めております。

第3条では、いじめ問題対策委員会の組織について規定しております。いじめ問題対策委員会は、委員6人以内で組織し、委員は学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱すると定めております。

第4条では、特別の事項を調査、審議させるための臨時委員について規定しております。

以下、第5条から第9条まで、いじめ問題対策委員会の運営に必要な事項をそれぞれ規定しております。

また、附則第1項において、施行期日を平成28年4月1日からと定めております。

そのほか、新たにいじめ問題対策委員会委員の報酬を定める必要がありますので、附則第2項において、鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正しております。

恐れ入りますが、議案説明資料の1ページをお開きください。

鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正の新旧対照表となっております。

別表第1において、いじめ問題対策委員会委員の報酬額は日額5千円と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

質問します。

市いじめ問題対策委員会という、その委員会なんですけど、議案説明資料の3ページで「公平性・中立性を確保するため、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する委員6人以内」となっていますが、具体的なメンバー、仮にでいいんですけど、どういうふうなメンバーがその委員になるんですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えいたします。

市いじめ問題対策委員会委員の構成についてですが、今のところ私どものほうでは第三者機関という位置づけをいたしております。ですから、いわゆる学校関係者を含まない学識経験のある者及び関係行政機関の職員を想定しております。

本議案が可決後、推薦の準備に取りかかる予定ではございますが、今のところ想定される委員については、例えば、臨床心理士の資格を持つ先生、学識経験者として大学等の先生、それから警察OB、または警察関係者、児童相談所の職員などが挙げられるというところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

はい、わかりました。

そしたら、この委員会で、重大な事故が発生したときに、いじめの委員会、調査する権限のある委員会が設置されて、教育委員会自体は、もうそういう調査には、そこまで関与しないというか、そういう意味でいいんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

恐れ入りますが、議案説明資料の3ページのほうにイメージ図がついているかと思います。

そこで、市教育委員会と市いじめ問題対策委員会の関係を一覧にまとめております。

重大事態が起きたときに市教育委員会は、まず、いじめ対策本部という組織といいますか、名称がそういったもので対策本部を立ち上げるということになっています。それで、客観的な調査をするのは、あくまで市いじめ問題対策委員会のほうに諮問をいたすというところがございます。

その答申が教育委員会のほうに来ますので、全く教育委員会がこれにかかわらないということはないということがございます。むしろ積極的に問題解決のために教育委員会としても独自の調査をするということがございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6 番中村一堯議員。

○6 番（中村一堯君）

はい、わかりました。

このもととなるいじめ防止対策推進法というのが大津のいじめの事件を契機にされたものということですが、例えば、そのとき教育委員会で問題になったのが隠ぺいとか、事実をきちんと包み隠さず、事実を言わないというおそれがあったから、こういうのができた一つの要因と思います。

一般の人たちとか、例えば、これを設置されて調査した後、その透明性とか、きちんと外部の者が、本当にこれはいじめがあったのか、その調査、指導をどういうふうにしたのかというのがきちんと確認できる状態、その透明性というのは確保されているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えいたします。

個々の事案については、非常にプライバシーの部分がかかわってきますので、全てをオープンにするということはないというふうに考えます。

ただ、重大事態が起きたときは、教育委員会はまず市長のほうに報告をいたさないといけないということがございます。市長のほうが必要な措置を行った場合は、議会のほうにも御報告をするというような形になっているものです。

どこまでその内容を明らかにするかは、子供のことをまず優先に考えた上で判断させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5 番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

数点、質問をいたします。

まず、議案説明資料の2ページですけれども、この中で2点、いじめ防止対策推進法についてということを書いておられまして、後段に、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としているという形で書かれておりますけれども、現行の学校いじめ対策本部、今回、このいじめ問題対策委員会を設置することによって、教育委員会としてどのような効果をおっしゃいますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

この条例を今提案していますが、この条例の可決のいかんにかかわらず、今現在も学校のほうでは、そういったいじめ問題については取り組んでいただいているところです。

今回、こういった条例を定め、あと別途、全員協議会のほうでも説明いたしました、いじめ防止基本方針のほうと2つのセットで市全体の対策をお示ししたいというふうに考えております。

この方針なり委員会の設置を受けまして、学校のほうで今現在行われているような対策委員会とか学校の独自のいじめ基本方針について、国、県、市と一貫した系統ができるものというふうに考えています。

学校のほうでも、学校のほうでは解決できない事案とかが出てきたら、市の対策委員会なりに御相談というのはできると思いますので、御相談といたしますか、市のほう、市教育委員会のほうに相談なりできると思いますので、そういった意味では、少し分厚い対策ができるんじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

このような形で、いじめの防止、いじめの早期発見という形で取り組んでいかれることはいいことだと思いますけれども、やはり教育委員会と、また現場の学校との連携が非常に必要になってくると思います。こういう形で条例が策定されて、対策委員会等もあると思いますが、学校との連携、結局、現場との関係をどのように構築していくかというのが大切だと思いますので、その辺はどのようにお考えになられていますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

学校との関係ですが、学校のほうは教育委員会のほうに、いじめ事案が発生した場合は必ず報告を上げていただいております。そういったいじめ問題が発生した場合は、当然、市教委としては調査したり指導したりすることは当然のことだと思います。

ただ、今回、いじめ問題対策委員会ができたきっかけは、先ほど中村議員が言われたように、大津市のいじめの自殺が導因となったものでございます。

ですから、そういった場合は、あくまで客観的な、余り学校のほうに寄り添った形ということではなく、あくまで客観的な第三者の調査というのにも必要になってきますので、そのため、市いじめ問題対策委員会というのを設置するものです。

教育委員会としては、非常に難しい対応を迫られる場面もあるかと思えます。客観的な調査の結果も必要ですし、学校との連携も必要ということで、そこはよくよく考えながら対応していかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最後の質問にしたいと思いますが、これは教育長にお伺いをしたいと思います。

教育長は現場の先生も経験をされてこられて、やはりこういう現場の感覚というのは持つておられると思います。

その中で、こういう形で、今、染川次長のほうからありましたけれども、大津市の問題であるとか、さまざまな問題がありますけれども、やはりこれをいじめの防止、早期発見、また対処について、こういう委員会が立ち上げられて、現場を経験された中で、この対策委員会に求められるものはどのように考えられておられるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

現場を経験してということでのお尋ねですけれども、確かに学校現場にありましたときに、いじめ問題はあっておりました。ですから、まず一番大事なのは、先生方がまずそれを察する、気づく、把握するということが大事だというふうについていつも思っておりました。

子供たちからの訴えがあれば、確かにわかるわけなんですけれども、それがいない場合も確かにございます。どうもあの子は最近、元気がないとか、ちょっと沈みがちなとか、そういったものをすぐに察して、そして子供に状況を聞いて、元気がないけど、どうしたんだ

ろう、何かあったんじゃないかなというようなことで、やはり先生方が問いかけをして気づく、それが一番大事だというふうに思っております。

それで、いじめのことが発覚しましたら、すぐに対処する。そして、その子供がどういう状況に置かれているか、あるいは誰がいじめたのか、そちらのほうも当然、調査をいたします。そして最終的に、その子供たちが、加害者といましようか、加害者の置かれている立場、そして被害者の置かれている立場、あるいは保護者にもその状況を報告して、そして相談をいたします。その子供たちがどういうふうに今後過ごしていけば一番いいのかということについて対応をいたします。

そしてまた、その子供たちがすぐに仲直りをしてくれればいいわけなんですけれども、それがなかなかできない場合もあったりいたします。しかし、そういう場合でも、やはりその子供たちが立ち直ることができるように、それぞれを支えていくということをしているわけなんですけれども、今回、市のほうに対策本部、それから問題対策委員会というものを設置すれば、学校だけで対応するんじゃないなくて、市の教育委員会、そして重篤な場合には市の対策委員会のほうに、いろいろな調査をしていただく、指導していただくということで、先ほど染川次長も言いましたけれども、手厚い対応ができるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

大綱質疑でございますし、私も文教厚生産業委員でございますので、細かいところは、そちらのほうでお尋ねいたしますけれども、一番基本的なことをお尋ねします。

この委員会ができたことは大変いいことだと私は思っています。だけど、一番肝心なことは、なぜいじめが起きるのかなという部分だと思うんですよ。

実は、いじめる側がいじめる理由というのはさまざまなものがあると思いますけれども、その根本的な部分を解決しないと、なかなかいじめはなくなると、私はそう思います。

ですから、今、この委員会を設置するに当たって、いわゆるいじめる側がなぜいじめるかという調査までされるのかどうか、その1点をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

なぜいじめが起きるのかということで、非常に難しい問題だなとは思っております。

やはり人それぞれが違うということがまず1つだと思います。そしてまた、その違いを全ての子供たちが認めてあげることがいじめをなくす一つの方法かというふうに思っております。違うから嫌だとか、違うから嫌いだとか、あるいは違うからいじめるとかいうこ

とは、あつてはならないというふうに思っているわけですが、そこがなかなか解決できない状況で、学校現場でも苦勞をしているところでございます。

しかし、そうはいつでも、やはり子供たちのそれぞれの違いをしっかりと認めてあげる、お互いが認めるということが一番大事だろうということで、そういった方向で学校のほうでは、全ての学校教育活動の中で、お互いを認め合うような活動をしていただくようにはお願いをしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

人の多様性がありまして、例えば、小学校のレベルと中学校のレベルでも、それぞれ人格というのは違ってきます。

私は、いじめが起こる一番の理由というのは、先ほど教育長おっしゃったように、自分たちと違うと、自分と違うという、相手のことを認めないというところに一つ原因があるということ、私もそう思います。だけど、いじめる側のもう1つの理由というのがあるんじゃないかなと思うんですよ。

これは、いじめる側、いわゆるいじめる人というのは、自分もいじめられた経験があるという人がいるそうです。それからもう1つは、親とか先生とか部活の指導者とか、そういう人から、いわゆる強圧的な言動を受けたりとか、体罰を受けたりということをするのが、実はいじめ、そのいじめられた人もいじめのほうに変わっていくということもあるということが今言われています。

ですから、本来、いわゆるいじめの根源の部分まで本当はさかのぼって調査をして対処しないと、本当のことのいじめはなくなるのではないかなと、私はそう思うんですけれども、そこまでされるおつもりがあられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

福井議員おっしゃるとおり、いじめるほうが過去にいじめられた経験があるというケースは、かなりございます。それで、そのいじめられた理由には、本人のいろいろな、弱さといましようか、違いがあろうかと思えますけれども、いじめられたから、今度はいじめてみようというふうになるケース、先ほどおっしゃったように、あるわけなんです、ずっと過去にさかのぼって、親からどうのこうのというようなことも確かにあろうかと思えます。ただ、それを突き詰めることがどこまでできるか、やはり本人から事情を聞いて、前に何か、きつかったことないかとか、そういったものをしっかりと聞いてあげないといけないかなと思います。

今現在起こった事実だけではなくて、やっぱり周りの環境あたりもしっかりと把握しなくてはいけないというふうに思っているところがございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

いじめを見つけることは、難しいことだと思います。大津の場合にしても、学校側が隠しておったんということもあるんでしょうけれども、子供たちがいじめを見ていたけれども、それを誰も言わなかったというところがあるんですよね。ですから、せっかく委員会をつくられるんだから、子供たちがいじめを例えば、見つけたときに、ちゃんと言える、匿名性を持って言えるということをおの中に組み込んでいかれたほうが私はいいと思います。そうしないと、先生方というのは大変忙しいですから、なかなか自分でいじめを見つけるということは難しいと思います。ですから、子供たちが一番、いじめの現場は知っていますから、その子供たちがちゃんといじめを知らせることができるシステムをつくっていただけたらなと思いますが、そこまで考えていらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

今回は条例の提案ですが、全員協議会で御説明いたしました鹿島市いじめ防止基本方針のほうで、いじめの早期発見、早期対応ということでアンケートを実施したいというふうに考えております。

特に、先ほど福井議員がおっしゃられたとおり、秘匿性がないと、なかなか申告をしにくいということがございますので、無記名ということはちょっとできないかなと、これは対象者を確定するために、記名はしていただくんですが、必ず厳封して、秘匿性を高めたアンケート調査は実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

アンケートにしても、やっぱり記名することなんですけれども、これがばれたときに、いじめっ子なんかかまた、チクったという言葉で、その人もいじめられるということも現実にありますから、この秘匿性というのが一番大事な部分だと私は思います。

だから、それを言った子供たちが特定されない、もしその人までいじめられたら、それにちゃんと対処をするということまで取り組んでいただければ、いじめ問題というのはかなり進んでいくのではないかなと思いますので、ぜひその取り組みをしていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

いじめの定義というのは、私も現場にいたときには、いじめられた本人がいじめと感じればいじめであるというふうに判断をなさいというふうなことを言われておりましたが、現在でもそのとおりでよろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

はい、おっしゃるとおり、本人がいじめられたというふうに思えば、もうそれがいじめだということで捉えております。

そしてまた、その内容をどういった状況かというのをしっかりと学校のほうで確認をしていって、ああ、これは間違いなくいじめだなというふうに捉えれば、これを覚知と、あるいは認知という形で進んでいきます。

○議長（松尾勝利君）

議員の皆さんに申し上げます。

きょうは大綱質疑ですので、大綱質疑という形で質問をお願いしたいと思います。詳細については委員会に付託をいたしておりますので、その分、踏まえて質問をお願いしたいと思います。

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

それでは、大綱のところですが、いじめ問題対策委員会が発足をするという事は、重大事態が発生したときというふうに、これを見たら解釈できますけれど、通常、先ほど申しましたいじめと感じるということは、特に小学生なんかにおいては、しょっちゅう、いじめと感じんさあわけですよね。それをたびたび取り上げていたら大変でございまして、重大事態発生といったところの線引きというあたりを、大まかでよろしいので、こんな感じを思っているということを教えていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えいたします。

まず最初に、重大事態だけを市いじめ問題対策委員会が取り扱うということでは、まずございません。重大事態でなくとも、学校から報告のあったいじめ事案については、教育委員会は市いじめ問題対策委員会に諮問ができるというふうに規定しておりますので、重大だけには限らないということでございます。

その上で、ちょっと重大事態についての説明ですが、議案説明資料の4ページのほうに、いじめ防止対策推進法の抜粋を掲載しておりますが、その第28条に重大事態の定義がなされているところです。第28条第1項の第1号及び第2号で重大事態というような規定がされております。1号においては、いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、第2号においては、いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときというふうに規定されておりますので、重大事態については私どももそのような規定に従って対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

る、いろいろ質問あっておりますけれども、実際、今、鹿島の中で、いじめというものがここ数年間で報告はされていますか。いじめがあったという報告、あるいはいじめに似たようなことが起きているという報告がなされているかどうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えいたします。

いじめと認知をされた件数について御報告をいたしますと、認知というのは、学校のほうでいじめというふうに判定された状態のことですが、直近で申し上げますと、平成28年1月31日現在で認知件数が10件となっております。市内の小・中学校を合わせてでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

この10件の中で、これはちょっと見逃せないぞというふうな内容のものはありますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

この10件の中で、先ほど申しあげました重大事態と思われるものは、今のところはないということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

大綱質疑でございますので、あとは文教委員会のほうで質問したいと思いますが、あと最後、1点だけ、いじめのアンケートについて、先ほどから質問があってございましたけれども、答弁を次長のほうがされておりましたけれども、無記名でするのはまず無理だと、あと、封筒に入れて厳封して、誰が書いたか、何を書いたかわからないようにして先生方に提出をするという形になるということございましたけれども、結果的に、これでもやはり、誰がどういふふうなことを書いて出したかというのが生徒間の中では、やっぱり漏れてしまうみたいなんですね。ですから、今、これもそうですけれども、アンケートに記入する際の配慮というのはどこまでされているのかを伺います。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

秘匿性を高めたアンケートについては、配慮といいますか、現実的には、子供にアンケート用紙を配った後、家で記載をしていただくものと思いますが、その後、書いていただいたものを必ず封をして、それで担任のほうに提出していただくというような方法を今のところは考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

これが生徒間の間で、どの段階で、その情報が漏れているかというのは確認されていますか。

○議長（松尾勝利君）

徳村議員に申し上げます。

内容について、深いところは、委員会付託しておりますので、この程度にとどめていただきたいと思っております。

答弁ありますか。江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

アンケートを回収して、そして担任、管理職が見るわけですけれども、それがほかの生徒に漏れるということは絶対ないという状況をつくっております。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

最終的に、どこの部分で漏れるかというのは、これは封筒の中で厳封して渡している段階ではわからないんですよ。最終的に、先生が何々君、何々さん、ちょっと話があるから聞きたいんですけどというような話をしたときに、生徒の間でこういう話になるらしいんです。どういう話を聞かれたかというふうな話が、先生に言われた内容は何だったというふうな話が生徒間の中で広がるらしいんです。その状況で、こういうふうな話をちょっと聞かれたということで、何となく雰囲気的にそれが外に漏れていくというふうな状況が生まれているそうなんです。

ですから、今されているのは、記入する際の注意点で、最後に調査、聞き取りですね、この段階の部分で配慮しておかないと、そこから漏れていくということになりますから、ぜひ教育委員会としては、記入ももちろんですけれども、調査の部分についても、聞き取り調査の部分についても慎重にやっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまいろいろな問題が出ておりますが、やっぱりいじめの問題というのは、根本的に何なのかというのが明らかになっていかないといけないと思います。いろいろな条例をつくって、そして、それによって解決できるという問題ではないと思いますが、特に今は、子供たちの社会だけでなく、大人社会においても、職場だとか地域だとかというのでいじめというのは、これまでになく多いものが発生しているのも事実だと思うんですね。

やっぱり特に今、子供の貧困の差だとか、いろいろな問題が、社会的な大きな問題が起きている、そういう中から出てくるいじめというのが私は大いにあると思うんです。特に、全協のときにも私は言いましたけれども、大人同士のいろいろなささやきの中から子供たちがいじめに走っていくというような、そういう現状というのは大いにあるわけですね。私たちが長い間、PTAの活動もしてきましたが、そういうときには、まず大人同士が、親同士が仲よくしようやと、そういうことによって子供たちの意識を変えていこうやというようなことで、意識的に取り組んできたという経験もありますかね。

やっぱりそういうことが今、特に重要になってきていると思うんですが、今、非常に親が忙しくて、学校の授業参観とかなんかもなかなか行けない状況の中で、そういうアピールができないというところもあると思うんですがね。そういうところの改善をやっぱり、これは学校だけではなくて、地域と含めて、どう取り組んでいくかということが非常に大事じゃないかと思いますが、その辺、どうお考えになりますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

保護者との連携について、非常に大切なことだなというふうに思っております。

今年度の事業でしたけれども、スマートフォンとかインターネットの安全利用についてということで今回、教育委員会とPTAと一緒に方針を出しました。その際は、非常にPTAの方は真剣に取り組んでいただいて、その後、方針を出した後、PTAの研究大会での発表とか、それから、そのほかの会議でも、こういったPTAのほうでインターネットの方針などを出したということで、しっかり説明をしていただいております。

いじめの一つの原因と、今、インターネットあたりがなっておりますので、そういった意味では、そういった取り組みは非常によかったなというふうに思っております。

今後も、PTAを中心として、保護者との連携は深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

本当に来ていただきたい御家庭が来られないというのが非常に多かったりというのがありますから、そういうところのお互いの連携というのを強めていただきたいと思います。

もう1点です。もう1つは、今、全国的ないじめの傾向を見ますと、非常に悪質ですね。本当にもう、こういうことが、こんな小さな子供たちの中にあるだろうかというような、命にかかわるような大きな問題がいっぱいありますが、私は1つは、今の小学校からずっと、親の責任もあると思いますが、命の大切さという教育がどの程度なされているのかなと、命の大切さ。私、その辺を思うんですよ。

例えば、以前は学校でいろいろな動物を飼ったり、小鳥を飼ったり、いろいろもありました。家庭でもそういうのが多かったんですが、最近、非常に少なくなっているんじゃないかと思いますがね。そういうときに、やっぱりそういう動物たちの命を守っていく、一緒にお互いに育てていく、そういう中から子供たちが本当に命がどうなのかという、そういう精神

的な問題が大きくなっていくと思いますが、それについては今、学校としてどういう形で命の大切さというのを子供たちに小さいときから教えていくのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

命については、いろいろな教科で取り上げておられまして、また、実際に子供たちと、子供たちというのか、赤ちゃんたちと接するとか、あるいはお産を控えていらっしゃるお母さんと接するとか、あるいは保育所に行って小さな子供と接する、そういったことはやっておりますし、また、道徳とか、本当に国語にもありますし、理科にもありますし、命を扱う題材はたくさんございます。

確かに松尾議員がおっしゃいますように、実際、動物を飼うことは少なくなっております。それは動物を飼う管理上の問題が非常に大変なこともございまして、だんだん減っているところでもあります。

ただ、実際に動物と接するというのは非常に大事なことでありますので、ある学校では、実際に動物を連れてきていただいて、その動物と接するというようなこともやってもらっております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

終わりにしますが、机上だけではなかなか理解できないと思うんです。今おっしゃったように、実際お産を見に行ったりと、いろいろな、そういうのもあると思いますが、やっぱり日常的に学校とか家で育てていく、そして、その成長の過程だとか病気になったときどうするかと、そういうのを一生懸命、私たちも思い出しますと、小さいとき、そういうことをやっていましたね。本当、死なせちゃいかんよというようなことで、みんなが一緒になってやるとか、そういう経験というのが今、全体的に薄くなっているんじゃないかと思います。

先ほど管理上の問題などということをおっしゃいましたが、そういうことになると、先生方については忙しくなるのはわかりますが、そういうところをやっぱり子供たちにどう責任を持たせていくかというような形での取り組みをする中で、本当に命の大切さというのを肌身で感じながら、子供たちが成長していくということも、私はいじめをなくしていく一つの要素になるんじゃないかと思いますので、その点についても、これからの対応をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。11番松本末治議員。

○11番（松本末治君）

大綱質疑というようなことで、大分注意をされている方ばかりですから、一つだけ教育長にお尋ねをいたします。

江島教育長になられて何年か、はっきり私はしませんけど、大きな問題はあっていないと思っております。鹿島の中で、いじめ問題で。やはり教育長が私の教育長任期中には絶対いじめ問題は出さないぞというような思いで鹿島市の教育に携わってもら、いろいろな形で、先ほど松尾先輩も言われておりました。学校教育だけではありません。本当に地域の、父兄初め、いろいろな地域の方との連携というか、少子化になってしまっておりますから、先輩、後輩というのが薄れているかもしれませんけれど、やはりそういう中で我々の時代とはまた違う時代であります。そこに教育長の指導力というか、意気込みというのが一番必要ではなからうかと思っておりますので、教育長がどういうふうなお気持ちで鹿島市教育を、いじめ問題についてお考えなのかをお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

いじめについては、やはり未然防止が必要だと、そして早期対応が必要だというふうに思っております。

地域を挙げて、それは取り組むべきだと思っております。ですから、先ほど染川次長も言いましたけれども、まずはPTAの関係の方たち、それを通じて保護者さんたち、そしてまた学校から地域の方へ、学校だより等も発信していただいておりますので、そういった中でいじめ問題についての啓発、そういったものはできると思っておりますし、やらなくてはいけないというふうに思っております。

また、地域の連携ということで、コミュニティースクールというのを今、明倫小学校で進めております。鹿島小学校で、その試行をやっております。そういった地域とのつながりをさらに広めていくことが大事かというふうに思っているところでございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第8号は、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託をいたします。

お諮りします。議案第9号から議案第29号までの21議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第9号から議案第29号までの21議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第9号、議案第28号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてと議案第28号 鹿島市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約の制定に係る協議については関連をいたしますので、一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第28号 鹿島市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約の制定に係る協議について御説明いたします。

まず、冒頭にお時間を頂戴し、既に御承知のこともあろうかと思いますが、行政不服審査制度の概要について若干御説明をいたします。

行政庁の処分、その他、公権力の行使に当たる行為に関して、市民の皆様が不服があれば申し立てができる制度でございまして、ここで言う処分とは、国や地方公共団体が行う行為であって、直接、国民の権利、義務を形成し、またはその範囲を確定することが法律上、認められているもの、例えば、許可、認可、課税、滞納処分、また申請に係る不作為などとされております。

この制度は、国、地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用され、国民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とされています。また、裁判における訴訟と比べ、簡易、迅速などの特徴があります。この制度の根幹となるものが行政不服審査法ということになります。

今回、この行政不服審査法が全部改正されたことに伴いまして、関係条例の一部改正を行い、そして第三者機関に関する事務を佐賀県へ委託することに伴い、規約を制定する必要がありますので、これらの案を提出するものでございます。

議案書は12ページから18ページと52ページ、53ページ、議案説明資料は6ページからの新旧対照表からとなります。

議案説明資料のほうで御説明いたしますので、まず議案説明資料の19ページをお開きください。

条例改正及び規約改正の理由でございまして、先ほど申しましたとおり、現行の行政不服審査法の全部が改正され、新たな行政不服審査法がことし4月1日に施行されることとなっております。

そこで、関係条例の一部改正を行い、また新たな制度下において行政不服審査会という第三者機関に係る事務を佐賀県に委託するための規約を制定するものでございます。

次に、改正された行政不服審査法の主な内容であります。 (1)の今回の改正の背景は、現行の行政不服審査法は昭和37年に制定されて以降、本格的な改正はあっておらず、この間の国民意識の変化、並びに行政手続法の制定、それから行政事件訴訟法の改正などの関連法の整備等を受け、公正性、利便性の向上等の観点から、時代に即して抜本的な見直しがなされました。

(2)の主な改正内容でございますが、公正性の向上の点で3点ございまして、1点目は、新たに審理員制度を導入し、処分に関与していない等の要件を満たす審理員、これは市長がその都度、指名する職員となりますが、審理員が審理の手続を主宰します。ただし、審査庁が行政委員会等であったり、条例に基づく処分条例に定めがある場合等には、この制度は適用されません。

2点目が、審理員の意見に対して、それを新たに第三者機関を設置し、そこに諮問し、その妥当性を調査、審議することとします。

3点目が、審査を請求した者に対して、口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の閲覧、写しの交付などの権利が拡充されます。

20ページをお開きください。

上のほうの左側に現行制度と、右側に改正後の制度というイメージ図がございます。図については、国における機関のイメージであります。ごらんいただければ、裁決するまでの手続において、より緻密な段階が踏まれることによって、公正性の向上を図ろうということがおわかりいただけると思います。

次に、利便性の向上という観点では4点ございまして、まず1点目が、審査請求期間をこれまでの60日から3カ月に延長したこと、2点目が、不服申し立て構造の見直しがあつておりました。これまでは処分庁が市長である場合、市長への不服申し立ては異議申し立て、それから市長の処分に関する上級庁の知事への不服申し立ては審査請求とされておりましたが、不服申し立ての種類を原則として審査請求に一元化されました。3点目が、不服申し立て前置きの見直しで、これは処分の取り消しを求める訴訟を提起するためには、従来は原則として異議申し立てや審査請求といった不服申し立てをまず行い、異議申し立てに当たっては、その決定を、審査請求に当たっては、その裁決を経た後でなければならないとなっております。4点目が、迅速性の確保ということで、標準的な審理期間の設定や、また争点等の整理手続、情報提供、公表の努力義務等が規定されております。これらも、下のほうにイメージ図を掲載しております。不服申し立てを行う側にとりましては、よりわかりやすく使いやすいものとなっているかと思っております。

続きまして、条例改正及び規約の制定について御説明いたします。

まず、(1)の条例改正の主な内容でございますが、先ほど御説明いたしました行政不服審査法の改正によりまして、鹿島市の条例で関連のあるもの、鹿島市情報公開条例、鹿島市個人情報保護条例、鹿島市固定資産評価審査委員会条例、鹿島市職員給与条例、一般職の職員の退職手当に関する条例、鹿島市税条例、鹿島市手数料条例の7つの条例をまとめて一部改正を行うものでございます。

21ページをごらんください。

改正のポイントとして4点あります。

アは、審理員制度の導入に当たり、情報公開条例、個人情報保護条例に基づく処分及び不作為に係る審査請求につきましては、既に第三者機関として鹿島市情報公開・個人情報保護審査会が設置され、諮問、答申の手続が担保されていることから、新法第9条第1項ただし書きの規定に基づき、この審理員制度の適用除外の規定を設けるものでございます。

イは、公正性等の向上を図るための改正で、新法の適用がない情報公開・個人情報保護審査会の調査会の調査手続などにおいて、新法等の規定を参考に所要の改正を行うものでございます。ここの表にありますように、不作為に対する審査請求ができることや、諮問した実施機関の通知義務などでございます。

ウは、提出書類等の交付に係る手数料について、新法第38条の規定により、審理に当たって審理員が提出を受けた書類等を審査請求人等に交付する際には手数料を納付していただくこととし、手数料の額は行政不服審査法施行令の規定を参考とするもので、1枚10円から20円とするもので、手数料の納付手続や免除については鹿島市手数料条例で定めるところとしております。

22ページをお開きください。

エは、その他の改正で、法改正に伴い、必要な改正、用語の整理や引用条文の改正を行うものでございます。

これら条例改正の主なものにつきまして、新旧対照表において説明しますので、同じく説明資料、戻っていただきまして、6ページをお開きください。

情報公開条例第15条におきましては、第2項において審理員制度の適用除外に関する規定、同じく7ページの第3項では手数料に関する規定、同じく第5項、第6項では審査請求人に対して諮問した旨の通知義務など、公正性を図る規定を行っております。

8ページをお開きください。

第18条第2項では、意見陳述における補佐人の規定、9ページの第19条の2では、審査請求人に対する答申書の送付と答申内容の公表に関する規定を設けております。

10ページをお開きください。

続きまして、個人情報保護条例についてですが、第26条第1項では、審査請求人への諮問

した旨の通知義務、同じく第3項では、審理員制度の適用除外に関する規定を設けております。

第26条の2では、手数料に関する規定、11ページの第28条の2では、情報公開条例と同様の公正性の向上を図る等の改正となっております。

12ページをごらんください。

続きまして、固定資産評価審査委員会条例ですが、この根拠となる法律が地方税法となり、今回の行政不服審査法の全部改正に合わせて改正されましたことから、所要の整理を行っております。特に13ページの第12条の2では、手数料に関する規定を設けております。

13ページ以降の職員給与条例、退職手当に関する条例については、行政不服審査法を引用している条文の改正、17ページの税条例では、「不服申立て」という文言を「審査請求」に改める改正、18ページの手数料条例では、先ほど申しました手数料の額を1枚10円から20円とする規定を設けております。

申しわけございませんが、説明資料の22ページに再度お戻りいただきたいと思っております。

続きまして、(2)の行政不服審査会の事務の委託に関する規約の制定について申し上げます。

公正性の向上を図る観点で、法に新たに規定がなされました地方公共団体に置く附属機関、いわゆる第三者機関については、効率的かつ安定的な運営、並びに客観性及び公平性を図る観点から、地方自治法第252条の14第1項の規定によりまして、佐賀県へ事務委託するものでございます。

ここで、下のほうの参考として掲載しております過去の不服申し立て状況をごらんください。

本市では、平成22年度から26年度までの5年間で10件となっておりますが、その中で、今度の法改正に伴い、審理員制度が適用され、第三者機関に諮問するケースは、米印のない2件となり、その他は、先ほど申しました鹿島市情報公開・個人情報保護審査会などの第三者機関が既に設置されていることで対応することとなります。

過去の実績が少ないことなど、効率性、安定的な運営を鑑みまして、第三者機関については既に設置されております佐賀県行政不服審査会を活用させていただくものでございます。

委託に伴います県の経費に係る鹿島市の負担は、經常経費として年間30千円、それに諮問案件が発生した場合には、また別に経費がかかることとなります。

なお、この事務委託に係る規約の制定について県と協議することに関しましては、地方自治法の規定により、議会の議決が必要となります。

規約の内容につきましては、議案書の53ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条が委託事務の範囲で、行政不服審査法の第三者機関に関する事務の範囲、第2条は委託事務の管理及び執行方法で、佐賀県の条例規則等により行うものとし、第3条の経費は

鹿島市の負担とし、第4条は決算に際し、県は鹿島市に通知すること、第5条は委託事務に関し、県の条例の制定、改廃を行った場合は、鹿島市に通知する旨の規定でございます。

次に、施行期日ですが、法改正と同様、条例改正、規約、双方とも、平成28年4月1日を予定しております。

以上で、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び鹿島市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約の制定に係る協議についての説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの2議案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。まず、議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 鹿島市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約の制定に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第3 議案第11号～議案第14号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第14号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、関連をいたしますので、一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定から議案第14号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定まで、4議案を一括して御説明いたします。

議案書は21ページから、議案説明資料は28ページからでございます。

まず、議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐賀県職員の給与改定に準じ、職員の給与を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書22ページから27ページまでが改正内容でございます。これにつきましては後ほど議案説明資料のほうで御説明をいたします。

引き続き、28ページをお開きください。

議案第12号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

市長及び副市長の期末手当を改定したいので、この案を提案するものでございます。

29ページが、その改正内容でございます。

30ページをお開きください。

議案第13号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

教育長の期末手当を改正したいので、この案を提出するものでございます。

31ページが改正内容であります。

32ページをお開きください。

議案第14号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議員の期末手当を改定したいので、この案を提案するものでございます。

33ページが条例の改正内容でございます。

それでは、具体的な内容につきまして議案説明資料により御説明いたしますが、その前に、今定例会に提案することになりました経過について御説明いたしますと、例年、国家公務員においては8月に人事院勧告がなされ、それを受けて、秋の臨時国会で審議され、12月に改

定が実施されます。また、県職員については、例年10月に人事委員会の勧告、11月の県議会で審議され、12月に改定が実施されます。これらを受けまして、鹿島市では例年12月の定例会に提案し、審議され、12月中に実施をしているところでございます。

今年度につきましては、国家公務員については、例年8月に人事院勧告がなされたものの、秋の臨時国会が見送られ、1月の通常国会で可決され、給与法の改正がなされております。給与勧告に伴う給与改定が年を越すのは、1962年以来53年ぶりのこととなります。これを受けまして、佐賀県でも12月の実施が見送られ、2月定例会で提案されております。本市では佐賀県に準じて改定を行う方針であるため、今定例会での提案となっております。

それでは、議案説明資料の28ページをお開きください。

28ページから35ページまでは、それぞれの条例の新旧対照表となっております。

36ページのほうをお開きください。

議案第11号から第14号までの一括した説明資料でございます。

まず、平成27年度の佐賀県人事委員会の給与勧告の骨子について御説明をいたします。

四角の中をごらんください。

本年の給与勧告のポイントでございますが、公民の給与格差に基づく給与改定で、月例給、期末・勤勉手当ともに引き上げ。

①民間給与が県職員給与を上回る801円、0.22%の格差解消のため、月例給を引き上げ。

②期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、4.1月分から4.2月分とし、勤勉手当に配分するものでございます。

次に、この平成27年度の勧告について民間給与との比較でございますが、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所357事業所から無作為に154事業所を抽出し、4月分の給与月額等について実地調査をしたものでございます。

その結果、平成27年4月の県職員給与との民間の事務・技術関係職種の従業員の給与につきましては、役職段階、学歴、年齢別に対してラスパイレス方式により格差を算出した結果、ここにあります表のように、民間給与との格差が801円、率で0.22%ありました。

期末・勤勉手当につきましては、一昨年8月から昨年7月までの1年間で民間の特別給の支給割合と県職員の年間の期末手当・勤勉手当の支給月数とを比較したところ、県職員の支給月数（現行4.10月）は、民間支給割合（4.18月）を下回ったところでございます。

37ページをごらんください。

以上のようなことから、給与改定の内容と考え方について、まず、月例給でございますが、行政職給料表において公民格差を解消するため、若年層に重点を置き引き上げ、初任給については、1級の初任給を2,500円引き上げ、その一方で管理職層の引き上げは抑制して、平均の改定率を0.3%とするものでございます。

期末・勤勉手当でございますが、民間の支給割合に見合うように、4.1月分を4.2月分へ引

き上げ、また、勤務実績に応じた給与を推進するため引き上げ分は勤勉手当に配分するということになります。

勧告の実施時期でございますが、月例給につきましては平成27年4月1日、期末・勤勉手当につきましては平成27年12月1日ということとしております。

以上のような佐賀県人事委員会の勧告をもとにいたしまして、鹿島市でも給与の改定を行うものでございます。

一般職の月例給におきましては、県に準じて、初任給を中心とした若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げ、給料表は基本的に同率の引き上げで平均改定率0.3%といたします。

期末・勤勉手当に係る分ですが、県に準じて、一般職の勤勉手当を0.1月、再任用職員の勤勉手当を0.05月引き上げ、また、特別職の市長、副市長及び教育長並びに議会議員につきましては、期末手当を0.05月引き上げるものでございます。

38ページをお開きください。

一般職、再任用職員、特別職、教育長並びの議会議員のそれぞれの期末・勤勉手当の支給月数でございます。

一番上の一般職の場合ですが、27年度の2段目の勤勉手当の12月期を0.1月引き上げ、0.75月から0.85月とし、28年度以降については勤勉手当の6月期及び12月期をそれぞれ0.8月とし、これにより従来期の期末・勤勉手当の支給率、6月と12月の合計4.1月が4.2月となります。

再任用職員の場合の支給月数でございますが、27年度の2行目をごらんください。12月期に0.05月加算して、支給月を0.40月とし、28年度以降については6月期、12月期をそれぞれ0.375月とし、6月期、12月期合わせて2.15月が2.2月ということになります。

3つ目が特別職の市長、副市長及び教育長並びに議会議員の場合の支給月数でございます。27年度の欄をごらんください。期末手当を12月期に0.05月を加算し、1.675月とし、28年度以降については6月期を1.5月、12月期を1.65月とし、6月期、12月期合わせて3.1月を3.15月といたすものでございます。

実施時期は、佐賀県と同様、月例給につきましては平成27年4月1日、期末・勤勉手当につきましては平成27年12月1日としております。

39ページをごらんください。

最後になりますが、今回の給与改定による人件費の影響額、27年度につきまして御説明をいたします。

まず、一般職でございますが、職員数ですが、再任用職員を含め、右側の合計欄で、一般会計、特別会計並びに水道事業会計を合わせまして240人でございます。

まず、Aの欄、給料ですが、2,481千円の増額になります。

Bの欄、地域手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当を合計した職員手当の合計は

9, 191千円の増額になります。

Cの欄、共済費でございますが、1,909千円の増額となります。

共済費まで含めた合計では13,581千円の増額になります。

実際の職員への支給額、AプラスBになります。職員1人あたりは49千円の増額になります。共済費を含んだ人件費全体では職員1人あたり57千円の増額ということになります。

特別職で見ますと、市長、副市長、教育長、議会議員、合わせまして19名でございます。期末手当で426千円、共済費で21千円の増額でございます。合計で447千円になります。期末手当のみですが、1人あたり22千円の増額になります。共済費を含めると、24千円の増額ということになります。

一般職及び特別職の影響額の合計でございますが、総額で14,028千円の増額を見込んでおります。

新旧対照表につきましては、これまで御説明いたしました職員の給料表、期末・勤勉手当の支給月数の改定、それから、特別職につきましては期末手当の月数を改定しているものでございます。

以上で議案第11号から議案第14号までの4議案につきまして一括した説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの4議案について質疑に入ります。

質疑、討論は、議案番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

数点質問します。これは全体的、11号から14号関係することなんですけど、これは全員協議会で事前の勉強会でもお話ししましたけれども、同じような質問です。市民の皆さんにもわかっていただけるように質問します。

平成27年度の勧告では、県内の民間の事業所から無作為に抽出して、その給料と比べて801円上回ったから上げるということなんですけど、県内のいろんな企業ありますけど、その中で鹿島市の民間の企業さんとどれぐらいの差があるのかとか、そういう県内でいいですけど、鹿島市との差というのをどういうふうに思われているのかというのと、鹿島市の人たちの所得って、この近年どういうふうになっているのかというのを非常に気になりますので、市民の皆さんの所得が上がっていないのに、私たちの皆さんの給料が上がるのはいかがなものかなと思いますので、その辺の状況というのを教えてください。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

鹿島市の給与実態調査というのを私の総務課のほうでは調査をいたしておりません。この人事委員会の調査においても、企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所357事業所から無作為に154事業所を抽出しているということですが、回答につきましては企業名を公表しないということで回答をされておりますので、鹿島市内の企業におきましても、私どもが調査をしようとしても、なかなか正確な回答はいただけないということがあります。

ただ、市内の給与実態を見てみますと、税務課の給与実態から見れば、そう下がってはいないというふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

今、御答弁いただきましたけど、今のお話からすると、そう下がってはいないとおっしゃいましたけど、そしたら、下がっているところが少しあるのかとか、じゃ、上がっているところはあんまりないんじゃないかという意味で僕は捉えたんですよ。上がっているところが多いのか、下がっているところが多いのかというのは、どうなんでしょうか。この前の全協の話によると、市税の納入額というのは上がっているから、全体的に個人の市民税が上がっているから、その所得自体もふえているみたいな話を伺いましたけど、その辺についてもう一度御答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

トータルでのことしか調査できていませんけれども、給与全体では上がっている。ただ、業種によっては、おっしゃるように、下がっている業種もあるし、高くなっている業種もあるかと思えます。ただ、全体的に見れば、給与所得は上がっているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

それでは、市長にお聞きしますけれども、そういった景気の実感だったり、市内の中での景気の実感、そして、皆さんの所得がどうなっているのかとか、実際いろんな場所に行かれたり、お話を聞く中で、そのことについてどう思われているのか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今回のお話は給与の話と、それから、いわばボーナスと言っていいんですけど、その話と2つあるんですよ。今、議員のお話はどちらかというと、給与水準の話に近いんですけどね。公務員の給与をめぐるっては、大きく分けて、制度論と実態論と僕はあると思っているんですよ。

制度論というのは、公務員の皆さんは、鹿島市だけじゃなくて、地方公務員も国家公務員も自分たちで交渉する権限を制度的に持っておりません。したがって、人勸をもとに決めるというシステムがもうあるんですよ。だから、その制約の中でやらないといけないと、こういうことがございます。

実態論としては、例えば、今、鹿島市とおっしゃいましたけれども、じゃ、鹿島市の給与を独自に決めていくかということになりますと、市の職員の皆さんの、市民の皆さんに対するサービスをどのくらい提供できるかということの能力を保持しないといけないということになりますから、他の市町との均衡とか、バランスとかということも要素に入れざるを得ないということになります。それから、これから市民の皆さんのサービスを維持するために、職員の数がどのくらいかということになりますとね、そうすると、本当にしっかりと一種の少数精鋭でやっていただかないといけない。そうすると、能力のある人を集めるためには、ある程度の水準の給与が必要だと、当然そうなりますよね。そういうことを踏まえて決めないといけない。

そういうことを入れますと、今回の提案は主として11号は給与水準の話、それから、そのほかはもうボーナスの話、分けてございます。それが1つ。

それから、もう1つ、給与のお話になりましたので、私たちのまちの一体、給与所得を主として収入にしておられる方の動きはどうだろうか、個別に見るのは非常に難しいんですよ。なかなか個別の調査には、正直言って、中まで入って調べるというわけにはいきませんし、市は調査システムを持っていません。そこで、間接的に、これさっきおっしゃった部分ですけどね、税金をお支払いになっている方の給与がどうかなというふうに見たら、このところ少し上がっていると、トータルでも上がっているし、個別でも上がっているというふうに見込まれるという実態にはございます。だから、この給与を上げるということではないですよ。もともとそこはリンクをしておりません、このシステムがですね。ただ、2番目のお答えは、市の皆さんの給与所得どうですかねという話があったから、少し上昇気配になったかという話なんです。これはずっと続くかどうか、また、経済状況いろいろありますから、わかりませんが、ただ、皆さんのいろんな給与だけじゃなくて、1次産業から加工、それぞれですね、自営の方もおられますから、どうだろうかということになると、正直言って、基礎

産業と言っている農業、漁業については、このところはいいんですけれども、このところはですね、数年間やや不調な状況続いていますから、そんなによくはないだろうという判断はできます。これは調査というよりも、税務のほうのデータによると、そういうふうに見られるかと。ただ、今回のことしの、あるいは前年の状況を見ますと、回復しつつあるかなと、1次産業を含めてですね。それがトータルの市民税のアップに響いてきていると、そういうふうに見ております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

11号から14号、特にといいますか、全てに関連をしているところではありますけど、私も、先ほど中村一堯議員が質問したように、この調査の抽出企業というものがどういうふうなところから無作為に出されているのかということ、やはり気になります。公表はされないということですけど、市内の各業種、実際市内に住んでいて、ある程度周りを見て、その感じしか、自分が感じるくらいしかやはりわかりません。そういうところで、しっかりとこういうふうな議案提出の際には、税務課等がここ二、三年の税務状況、市税等、そのあたりは検討をされているはずですから、まず、ここ二、三年の市内の納税状況、そのあたりがどうなっているのか、まず、それをお聞きしてよろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

御説明を申し上げます。

市内の納税状況ということでございます。先ほどの中村議員ともちょっと関連をいたしますが、まず、市民税ですね。先ほど市長のほうからもありましたように、個人市民税につきましては回復傾向にございます。これ、昨年度対比からしましても、かなりの数字が伸びております。やはりこの要因といたしましては、まず、納税義務者の方がふえていらっしゃいます。これは佐賀県主要経済速報という県内の経済速報がございまして、これによりまして、やはり県内の景気につきましては緩やかな回復基調にございます。このことは、つまり雇用及び所得環境の改善があらうかというふうに思います。

納税義務者数につきましては、全体で120人ほどが市民税を納めていらっしゃる方がふえていらっしゃいます。そのうち給与所得ですね、給与所得の方につきましては102名の方が均等割納税者の方はふえていらっしゃいます。

それで、全体で割りますと、1人当たりの給与所得というのは増加傾向にありますし、全体としても増加傾向にあるような状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。ただ、市内、鹿島市はいろんな業種に従事されている方がいるわけですね。基幹産業でいう1次産業を含め、そのほか建設、製造、商業、サービス業、さまざまな業種がありますが、そのあたり、データとして税務課お持ちですか。どういう業種がどうなのか、そのあたりまで把握をしていただければ助かりますが、御答弁をいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

御説明申し上げます。

業種ごとのデータではございませんが、市町村民税課税状況調、いわゆる7.1調査というのがございます。7月1日時点の調査でございますが、それで所得の区分ですね、給与所得であったり、農業所得、営業所得、譲渡所得等がございますが、その区分で説明をさせていただきますと、先ほど申し上げましたように、給与所得につきましては伸びております。課税標準額で申し上げますと、約646,000千円、これはあくまでも課税標準額でございます。営業所得につきましては約85,000千円、同じく課税標準額でございます。農業所得は約140,000千円程度伸びているような状況です。その他所得はマイナスの86,000千円。合計いたしますと、約690,000千円の課税標準額の増というふうになってございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。アベノミクス等で緩やかな経済的ないい方向に向かっているところもありますし、まだまだ厳しいところもあると思います。

今、税務課長から御答弁をいただきましたけど、しかし、そのもととなる、もともとが市内の皆さんの所得というものがどうだったのか、そこがやはり一番気になるところです。ここに書いてある県の比較対象する平均年齢43歳10カ月で、民間給与が366,664円、県の職員の給与が365,863円、365千円以上、今、鹿島市の市内の中でこのくらい約44歳ぐらいでもらっていらっしゃる方がどのくらいいるのか。私は非常に疑問を持つところであります。

ただ、この11号の議案に関しては市の職員の方、特にここに書いてあるとおりに、若年層に重点を置くを書いてありますので、私も一生懸命努力をされて市の職員になられた方、そして、やる気を行うためにも、ある程度この意義というものは必要だなという気はしており

ます。

ただ、12号、13号、14号については、これは特別職であり、議員です。これは市内の状況を今考えると、こういうことは私自身は賛成はできないという気持ちでおります。その理由は、今これだけ大型事業を鹿島市が進める中で、非常に財政を不安視される声がこの前の議会報告会でも多数出ております。そういう中で特別職、議員職に関しては控えるべきだと私は考えております。

そういうことで、今、税務課長から御説明をいただいた分考慮しながら、最終的に判断をとらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

済みません、1点補足をさせていただきます。

伊東議員のほうから、ここ数年の状況ということがございましたので、先ほど申し上げた分については昨年度比ということでございましたので、ここ数年の状況を申し上げますと、個人市民税につきましては、平成23年度は約910,000千円ございました。平成24年度以降が回復傾向でございまして、平成26年決算では960,000千円。今回補正をお願いいたしておりますが、約980,000千円、平成27年度につきましては見込んでいるような状況です。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

あと何人質問される方がいらっしゃいますか。1人ですね。

それでは、審議を続けます。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております件で、まず、11号ですね、これにつきましてまず質問したいと思いますが、先ほどからいろいろあっておりますが、民間給与との比較でここに表も出ておりますが、まず、お尋ねしますのは、鹿島の企業で50人以上の規模というのは何社ぐらいありますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

この事業所、50人以上の規模の事業所というのは、直接調査はいたしておりません。

以上です。（「何社ぐらいありますか」と呼ぶ者あり）何社あるかというのは調査しておりません。（「調査するせんやなくて、鹿島に50人以上の会社が幾らありますか」と呼ぶ者あり）はい、50人以上の事業所が何社あるかというのはわかっておりません。

以上です。（「そのくらい調べとかじゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっと今の——鹿島にこれくらいの事業所が幾らあるかということもわからんで、上から言うてきたけん、これだけしましたと、うちは特別していませんとか、そういうですね、おかしいじゃないですか、皆さん。おかしいでしょう、鹿島にどういう事業所が（「鹿島んもんがそがんとわからんで」と呼ぶ者あり）こういうことで上辺だけの審議というのはいけませんよ。直接これがかかわる、かかわらんとしてもですね。

そういう中で、ここで民間給与が366,664円、先ほど伊東議員のほうからもあっておりましたがね。じゃ、見ましたか、鹿島でこれくらいの企業で、こんくらい給与とつとこのありようかという疑問さえ出てこなかったんじゃないかと思います、そういうことになりますと。そうでしょう。こういうことで、こんな大事な問題を議論できないですよ、本当に。今、ここで何歳ですか、この人は四十何歳ですかね、今、鹿島の皆さんの給与聞いてみてくださいよ。子供を抱えて、主になって生活せんといかん男性が10万ちょっとしかもらっていないとか、そういう人がもうほとんどなんですよ。これはもう驚きも驚き、今のテレビじゃありませんが、びっくりぽんですよ、本当に。これじゃ、許せないですね。

いいです、今から調べよったって時間は幾らあっても足りませんのでね。これくらい出しといてくださいよ。

じゃ、次に行きます。

説明資料の37ページ、行政職給料表というところで、若年層を重点に引き上げる。確かにいいと思います。それと、管理職層の引き上げを抑制。私はこれも問題があると思うんですよ。今、管理職級の人たち、これまで過去を振り返ってみますと、行政改革の中でずっと抑えられてきたでしょう。確かに人勧のいろんな影響もありましたが、皆さん方、本当に今までいろんな形で、給与、手当なんか抑えられてきたと思います。特にもう退職金なんかは、あれ何年前ですか、もうはなから何百万円カットという数字も出されながら、皆さんたちは頑張っただけでいると思いますよ。そういうときに管理職層の引き上げを抑制と。この問題は私はちょっと問題があるんじゃないかと思いますがね。

私は、例えば、退職金の、あれ何年前になりますか、引き下げがもう決められている、退職する人は夢も希望もないというようなね。私はその引き下げがあったとき言ったこと、皆さん覚えていらっしゃるかわかりませんが、退職のときに、母ちゃん、よう頑張ってくれたねと、着物のいっちょどん買ってやろうかと言えぬのが言えなくなるじゃないかと、せいぜいくるくる寿司しか食べられんやないかと言ったことを私はここで思い出しますが、そういうのが続いてきて、抑えられ、抑えられて、皆さん頑張っただけで今まで仕事されてきている中で、さらにこういう形になりますと、やっぱり大変だと思えますよ。

私は、今、管理職級の人たちは入るときは希望を持って入られて、そして、その希望によってどれくらいの給料がもらえるので、子供を大学にやり、家を建てて、こうしていけば退職までには何とかなるんだと、そういう形で生活されてきている中に、こういう状況になってもはなからへずられ、今までも削られてきておりましたが、退職のときに退職金をもらうどころか、借金をかろうたまま退職せんばならん。そういう現状の人は今までもいらっしやいましたよ、お話聞いてきましたしね。だから、こういうことでは、私、よくないと思いますが、そういう面からいきますと、職員の給与のあり方について、もう少し私は根本的に考え直す必要があるんじゃないか。やっぱり仕事をしている人たちが自分たちの生活の不安な中、これから先の不安なことを抱えながら、市民のサービスを幾らやれといたってね、一方ではそういう気持ちありますからね、これは仕事にだって大きな影響あると思いますが、そういう面について市長はどういうお考えなのか、お答えください。（「議長、ちょっと議運としてお願い、ちょっと暫時休憩していただけますか」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

それでは、暫時休憩の要望があっておりますが、午前中はこれにて休会とし、午後の会議を午後1時5分から再開いたしたいと思います。

午後0時6分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

午前中の質問に対する執行部からの答弁の要請があっております。これを許します。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

午前中の事業所数の御質問に関しましては、調査不足でまことに申しわけございませんでした。平成26年度の経済センサス基礎調査での数値になりますけれども、50人から99人までの従業員が20社、100人以上が14社、合計34社でございます。ただし、ここの中には正規職員と非正規職員を含んだ数でございます。人事委員会の調査では正規職員だけが対象になっておりますので、これ以上の分析は今のところできておりません。ただし、工業系の事業者で言えば、50人以上の規模は6社程度あるということでございます。

以上でございます。

それと、先ほどの50歳以上の職員の給与が低く抑えられているという御質問でしたけれども、今、職員の給与、公務員の給与は、給与の若年層が民間と比べて低い、高年齢になると、50歳以上になると、民間に比べて高くなると、給与カーブが急激に公務員の場合、高くなるということで、この給与カーブを是正するというところで民間給与との格差を是正しているところがございますので、50歳以上の職員については、ずっとこのところ抑制を続けていると

いうところがございます。これは民間給与との格差是正ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

何遍も言いたくありませんが、市の実態というのはやっぱり必要に応じてちゃんとつかむということは、いろんな政策をする上で大事なことだと思うんですよ。そういう面では今後、今までそういうのも多々ありましたが、大変だと思いますが、把握できるようにしてください。

それから、結局、上の人たちの給与を抑えるということについて、私は、鹿島の実態として、その年代の人たちというのはずっと抑えられてきたというのは御存じですよ。皆さん方も直接。特に行革がずっと進められてきましたから、その中で抑えられてきた。そういう人たちというのは入社するときには、やっぱりそういう目的を持ちながら入社されたと思うんですよ。ここに座っている皆さん方だって、そういう人いっぱいいらっしゃると思うんですよ。計画を立てながら来られて、どの年代になったら子供を大学やって、家を建てて、こうしたら、この時期になったらこれだけ来るから大丈夫だという大体の階段はあったわけですからね。そういう形で来ているわけですから、それを例えば、極端に言えば、ボーナスだって、退職金だって、もう前から何年後にはこんだけ安くするとかね、そういう対応がされてきているところですから、そこをある程度のことは見ないといけないんじゃないかということで、私はこのことを市長どう思いますかとお尋ねをしたんですよ。もし、よかったら、市長お答えください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

幾つかお答えをしたいと思います。

まず、今、総務課長お答えをしておりましたけれども、今回の審議に直接関係のあるなしにかかわらず、本来、手元にあるべきデータが存在しなかったというような雰囲気をお見せいたしまして、市民の皆さんに恐らく、ごらんになっていたら、不安と心配を抱かれたかなと思っておりまして、その点についてはおわびを申し上げておきたいと思えます。

ただ、今回の提案がずっと既に長い公務員給与のあり方という中で、あるいはつくり上げられた、あるいは法律上の制約があるということをお承知のことだと思いますので、そういう作業の手順に少しなれ切っていたかなという反省をいたしておりますし、また、特に最近、全体ではございませんが、少し給与所得の面において体制として経済上の判断が好転し

たんではないかと思われることもあったので、ややその辺の緊張感が我々足らなかったかなというふうに思っております、今後、厳しくこの点については、これに限らず指導し、改善をしていかないといけないと思っております。

今回の提案の背景は、先ほど中村議員にお話をしましたように、実態論と制度論でございますので、その中で我々は対応しなきゃならないということは御理解をいただきたいと思えます。

ただ、長期的にずっと以前に、例えば、市役所に入られた方がある程度の展望をお持ちの上で給与をどうなっているだろうかといったときには、そういう事情はわからないでもないんですけども、全体として公務員給与のあり方、そういうものについての世の中の動きです、そういうもの、あるいは鹿島市は一定の財政基盤の強化を目指しているという状況のもとで、少し、例えば、若いときにお考えになったことと食い違いがしているかもしれないんですけども、そこは状況の中を御理解いただきたいなと思っております。

なお、給与だけじゃなくて、いろんなことでデータをしっかり集めて、いろんなときに政策決定の場面でそれを参考とし、あるいは前提とするということは、これはある意味では当たり前のことですから、我々は心していかないといけないと、そういうふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

財政的な問題というのは今まで長い間の行政の流れの中でのいろんな影響もありましたし、ただ、やはり職員の人たちはそういう中で市民のために仕事をなさるといってもやっぱり大きな犠牲があったんだなということを思います。だから、今後、そういう面についても対応を考えていただく必要があるんじゃないかなと思います。

じゃ、次です。

議員報酬の件でお尋ねをしたいと思います。

まず、市長にお尋ねをしますが、議員報酬の位置づけというのをどのようにお考えになっているのか、まず、御意見をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

私の理解といたしますと、議員の皆さんと、例えば、ここに若干の例外を除いて、座っている人間は、一番の違いは職務専念義務の内容だと思うんですよね。ほかに我々が、いわゆるアルバイトをしたら、それは法律違反になります。しかし、皆さんは何をおやりになっても原則的にはならないということ、一番違うんじゃないかと思うんですよ。

それともう1つ、逆に執行部と議員の皆さんは鹿島市の大変重要なこととお決めになるということで、それにふさわしい手当は確保されなければならないとっております。その水準については、実はさっきお話をしましたのとよく似ているんですけども、制度的にどうだ、我々としては、今、報酬審議会のほうに諮問をしていると、それで客観的に見ていただいてお決めをいただくということになるろうかと思っております。

ただ、それだけではなくて、いろんな各方面からの意見があれば、それは見ないといけなし、例えば、佐賀県には20市町がございますが、全部の比較でいいのか、あるいは市は市だけでやったほうがいいのか、いろんな判断があろうかと思っておりますが、そういうバランスも大事なことではないかと思っております。

名前が少し違いますように、当然、我々は拘束があるし、皆様は拘束が我々よりは少し緩いなという感覚は持っております。そういうのは報酬という名前に出てきているのかなという感覚を持っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私はよく市民の皆さんから言われますが、議員はよんにゆうもらいよるもんねと言われます。そいぎ、どんくらいもらいよつと思うね、500千円はくだんみやあもんて言われるわけですね。そいぎ、退職金もあるし、ボーナスもあるしというようなことを言われます。そのとき私も冗談話のときは流しますがね。今、御承知のように、議員の報酬は331千円ですね。これも先ほどから言っていますように、行革の流れの中でずっと抑えられて、ふえたり、いろいろしてきましたが、ここに資料がありますが、平成2年に320千円ぐらいだったのが、平成15年には350千円ぐらいまで上がって、そして今、331千円。正直言いまして、必要な分だけ引かれて手取りは240千円ぐらいですね、私たちは。大体必要なものね。それで議員活動やるんですが、今の議員の活動のあり方というのは、私は45年前から議会に出ましたが、全くと言っていいくらい、議員の活動形態というのが変わってきたと思います。先ほど、例えば、議員はほかの仕事をしてもいいというようなことをおっしゃっていますが、皆さんお仕事お持ちの方もたくさんありますが、正直言って、お仕事持っていてできないというような、今、条件的な活動をしなくちゃいけないという、そういう活動形態に変わってきているわけですね。そういうことになりますと、今の議員報酬で本当に議員活動ができるかと言えば、もちろん生活給じゃありませんから、それはいろいろあると思いますが、大変な状況なんですね。

今、御存じのように、選挙のとき、議員の出手が少ないですね。本当少ない。ぎりぎりの時点。そういう状況になっていますが、やっぱり何で議員の出手が少ないかということ、報酬の問題もその一つに挙げられているわけですね。確かに申し上げまして、私も今の議員報酬

で高いとは思いません。私は逆に安いとさえ思っています。そして、ほかのところでは活動のために政務調査費なども出ているところもありますから、報酬よりはるかに高いのをもらっていらっしゃるところもありますかね。

そういう面で、私は、これからの議員活動を考えていく、本当に議員がそれに専念できて、そのためにやっていくということを考えると、私は、これはある程度の活動の保障というのはあってしかりだと思っんですね。そういう面ではですね。ただ、私は、だからといって、今それをこうということを言っているんじゃないありません。基本的にそういうことにやっていかないと、やっぱりこれから先また選挙があったりするときに、出がない、若い人が出ない、それを主にして生活していかなくちゃいけない人が出られない、特定の年金をとっているとか、商売をしている人とか、農家で大きなところしか出られないというような、そういうある程度の階層しかできないという状況になると思っんですよ。

そういう面で、私は、議員報酬についてはもう少し、今さっき審議会があつていとおっしゃいましたからね、それはそれなりの反映があると思っんですが、そういう面で市長としてはどう今の議員報酬のあり方をお考えなのか、なかなか言いにくいかわかりませんが、その辺。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

最後におっしゃったように、言いにくいですよ。というのは、今、諮問をしています。諮問していて、その場で議論をお願いしている立場で、外であだこうだ、私はこう思っすよと、これはルール違反だと僕は思っしますので、お願いをした立場からすると、お答えをしないということになってしまうんじゃないかと思っっております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もういろいろは申しませんが、先ほど私は議員報酬は今のあれでは低いと言っましたがね。そういう中で、今回、期末手当のアップが出てまいりました。本来なら、それはそれとして受けとめるべきだと思っますが、先ほどからも出ていますように、今の市民の皆さんたちの収入のあり方、生活のあり方、これを考えるとき、私たちがこれを受け入れるわけにはいかないう思っをしています。先ほど平均が336千円云々というのが出ていましたが、これはほんの一部ですね。本当に、今、周辺を見ますと、月に100千円もない収入の中で生活されている人もいらっしゃいますし、特に今、母子家庭なんかは非常に多いわけで、お母さんなんか、朝昼晩と働きながらも何とか生活をされているというような、そういう現状もあり

ますので、私たちが安易に決まったから、はい、そうですかということで受けとめるということは私はできませんので、討論には立ちませんが、まず、第11号議案についてはもちろん賛成をしていきたいと思いますが、次の12号、13号、14号については、私は今回は反対の態度をとっていきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

ちょっと基本的なところでお尋ねもございまして、質問をいたします。

11号議案でもありますけれども、この市の職員の給与に関しては、佐賀県の人事委員会の給与勧告等を基準にして給与勧告をするというふうになっておりますけれども、あと特別職、教育長、あと議員、これらの報酬については、どのような、先ほどからちょっとお話がありますけれども、その審議会、そういったところちょっと詳しくお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

特別職の報酬につきましては、市長、副市長、それから、議員につきましては、特別職報酬等審議会の中で議論して、上げるか下げるかというのを議論して、諮問をして、答申を受けて、最終的に市長が提案をするという形になります。ただ、期末手当につきましては、人事委員会の勧告に基づいて、県の知事、議員に準じて引き上げをするなり、引き下げをするなりということになります。報酬と期末手当とは別の仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

報酬と期末手当とちょっと別個、別個ということなんですけれども、報酬について、例えば、先ほど申しました職員給与については人事院勧告、特別職の期末手当についても人事院勧告を受け入れると。そういった中で報酬を決める際にも多少なり、人事院勧告からのそういった勧告を受け入れるとか、ちょっと参考にするとか、そういったのはありますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

職員の給与と特別職、議員の報酬とは、制度的に違いますので、報酬の成り立ち、給与の成り立ちが違っておりますので、人事院勧告を参考にすることは直接ありません。

ただ、特別職報酬等審議会の中で人事院勧告のベースがどうなっているかというのは参考にはさせて、資料にはさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

もう1つ、過去の実績等を見まして、大体同じ比例といいますか、上昇ベース、そういったのは似通っているものなんですか、結果的に。どうなんでしょうか。一般職の給与が上がるパーセンテージと報酬自体も同じパーセントぐらいで上がっているんですかね。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えしますが、基本的に職員の給料と議員報酬、特別職の給料とは、また別の仕組みになっておりますので、それと比較して、どうこうというのは議論できないところでございますけれども、ずっとこここのところ、人事院勧告というのはマイナス勧告なり、勧告なしなりで勧告があっていないと、引き上げはあっていないというのが10年程度続いておまして、昨年からはちょっとずつ上がっているというような状態であります。

議員報酬、市長についても、平成17年、平成18年に財政基盤強化計画で10%、7%、5%のカットがあつておまして、それ以外はずっと据え置きの状態であります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

ありがとうございました。

大体、私、昨年からは議員になりまして、その以前の水準がどうだった、ベースアップがどうだったというのがちょっとわからなかったもんですから、質問した次第です。

いずれにしても、市民の税金から出ている給料ですので、それなりの仕事を特別職も議員も一般職もやっていかないといけないと思っております。

どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。まず、議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4 議案第15号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第15号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は34ページから、議案説明資料は40ページからとなります。

提案理由は、地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の43ページをごらんください。

まず、改正の理由ですが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律、それから、学校教育法等の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されることに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

次に、主な改正の内容でございますが、地方公務員法の一部改正により、人事行政の運営等の状況の公表事項に人事評価及び退職管理を追加し、そして、人事評価が新たに加わったことにより、従来ありました勤務成績の評定を削除いたします。そして、これまで規則で定めておりました職員の職務の級の分類表を給与条例に等級別基準職務表として規定するものでございます。

また、学校教育法の一部改正により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たに学校の種類として規定されたことなどに伴い、条例の整備を行うものでございます。

施行期日は法の施行日と同様、平成28年4月1日とするものでございます。

続きまして、具体的な改正について、議案説明資料の40ページの新旧対照表により御説明をいたします。

今回の改正は、鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、そして、鹿島市職員給与条例の一部改正の3つの条例改正を行うものでございます。

まず、鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ですが、この条例は、地方公務員法第58条の2の規定により、ここにあります条例第3条の報告事項を毎年任命権者が報告し、これを公表しなければならないこととなっております。今回、地方公務員法の一部改正により、この第3条の報告事項の中に新たに2号に職員の人事評価の状況、7号に退職管理の状況が加わり、また、人事評価の状況が加わったことにより、改正前の6号にありますが勤務成績の評定に関して削られることになりました。

次に、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例ですが、第1条は地方公務員法の引用条項の項ずれによるもの、41ページの第8条の2の2第2号において、学校教育法の一部改正により、義務教育学校等を規定に設けるものでございます。

最後に、鹿島市職員給与条例ですが、第1条は地方公務員法の引用条項の項ずれによるもの、第4条は地方公務員法第25条により給与に関する条例で規定する事項が挙げられており

ましたが、これまで初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則において規定しておりました給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を定めた等級別基準職務表が今回新たに条例で規定することとなったもので、これまでありました別表の給料表を別表第1とし、等級別基準職務表を別表第2とするものでございます。規則から条例事項とされましたけれども、表の内容そのものはこれまでの規則で規定していたものと同じでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5、議案第16号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

それでは、議案第16号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は37ページ、議案説明資料は45ページからでございます。

提案理由は、税の手續に係る個人番号の取り扱いが見直されましたことに伴い、関係する条文を改正したいので、提出するものでございます。

内容等につきましては議案説明資料で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

47ページをお願いいたします。

1の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正などに伴い行いました改正のうち、一部の取り扱いが見直されましたため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、市税の手續に係る個人番号の取り扱いにつきましては、昨年9月に改正を行ったところでございます。しかしながら、昨年12月に地方税分野における個人番号利用手續の一部見直しが行われまして、マイナンバー、個人番号の記載を求めることによりまして生じる本人確認手續、または記載書類の管理負担の軽減を図る観点から、市民税及び特別土地保有税の減免申請書につきましては、個人番号を記載しないこととされました。この取り扱いの一部見直しに伴い、必要な改正を行うものでございます。

なお、施行は公布の日からといたすものでございます。

続いて、45ページの新旧対照表をお願いいたします。

第51条第2項第1号市民税の減免に関する規定でございます。減免申請書につきまして、個人番号の規定を削除するものでございます。

第63条の2第1項第1号、この改正は個人番号の定義をいたすものでございます。51条改正で個人番号及び個人番号の定義に関する規定を削除することに伴い、個人番号を定義づける規定がなくなりますので、本条において定義づけをいたすものでございます。

46ページをお願いいたします。

第131条の3第2項第1号、特別土地保有税の減免に関する規定でございます。51条改正と同様に、個人番号の規定を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6、議案第17号 鹿島市福祉事務所設置条例及び鹿島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

議案第17号 鹿島市福祉事務所設置条例及び鹿島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は39ページ、議案説明資料は48ページからでございます。

今回の条例改正は、鹿島市福祉事務所の組織の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては別冊の議案説明資料で御説明いたしますが、48ページは新旧対照表でございますので、後ほど御確認ください。

次の49ページをごらんください。

今回の改正内容は、現在の福祉事務所を福祉課とし、市民部長が福祉事務所長を兼務するという組織の見直しでございます。

改正理由は、市民の福祉、保健医療及び介護についての連携の強化を図るため、福祉事務所の組織を改正します。

第1の理由は、市民にとって福祉事務所の名称はなじみにくく、社会福祉協議会と区別がつきにくいいため、市民にわかりやすい名称にしたいということです。課名が課ではなく事務所という名称は、庁内組織では異質であり、実際に福祉事務所の職員は市民からどこに来ればよいか聞かれたり、個人的にも「どこで仕事をしているか」や「かたらいにいるの」と聞かれたりしている現状がございます。

第2の理由は、高齢者人口の増加で福祉と医療・介護の連携がこれまで以上に必要であり、市民部長をトップとして組織の連携強化を図ることです。

以上のことにより、市民のサービスの向上、また、業務のレベルアップにつなげていきたいと考えております。

施行期日は平成28年4月1日です。

参考に組織図のイメージをごらんください。現行は庁内4部のうちの市民部は福祉事務所を初めとする4課で組織しております。それが見直し後を見ていただきますと、市民部に新名称の福祉課を配置し、改正後の福祉事務所の設置や役割は福祉課と保険健康課、この2つの課が所管することになり、市民部長が福祉事務所長を兼務いたします。

そして、これまで同様、市民部長が市民部4課を率いるとともに、児童やひとり親、障害者、生活困窮者及び高齢者に対する福祉事業の連携を福祉事務所長として取り仕切ることに なります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

今回の改正で福祉事務所が福祉課になり、保険健康課同様に、課で統一されるということ は非常にわかりやすくなるというふうに思っております。

ただ、この福祉事務所という名称が残るということなのですが、今後どういった使われ方 をするのか、ちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、議案説明資料の49ページをごらんください。

そこに社会福祉法の条文を抜粋して載せております。その14条で、市は条例で福祉に関 する事務所を設置しなければならないというふうになっております。ですので、法律上はこ の福祉事務所、いわゆる必置の機関となります。その福祉事務所では以下に並べてある法律 の業務を行うこととなりますので、制度としては、名称としては残す必要があります。ただ、 市民の皆さんにこの福祉事務所というのが表に出るといふのはまずはなくなくなるかというふう に思ひますので、あくまでも福祉課と保険健康課で福祉行政、医療、福祉を統括してまいり たいというふうに入ひます。

例えば、鹿島市の組織でいひますと、中央公民館というのがあります。これも法律上、中 央公民館の設置は義務づけられておりますが、現在、教育委員会では中央公民館を所管する ものとして生涯学習課の設置がありますので、中央公民館という名称を市民の皆さんがお使 いになることはまずないというふうに入ひます。そういうふうな形で、制度としては残 りますが、市民の皆さんには福祉課と保険健康課ということで、そういうふうにしてなじん でいただければというふうに入ひます。

以上であります。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

ありがとうございます。

今までも福祉課と保険健康課というのは綿密な連携をとってやられてきたかと思うんですが、今後、高齢化社会がどんどん進行していくわけなんですけれども、さらにこういった業務が重要になってくるのではないかなと思っております。

そこで、今回のこのような組織図の変更という形だけの変化で終わらないように、これをきっかけに市民部長が福祉事務所長も兼ねるということですが、今後の意気込みとといいますか、決意をお聞きいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

ありがとうございます。私も6年ほど前、保険健康課で勤務しておりました。そして、1年間市民部長をして、市民部全体を見てまいりましたが、特に福祉事務所長の業務というのが非常に激務であります。非常に範囲も広がって、制度的にも非常に複雑になっております。また、保険健康課も医療に加え、予防、介護ですね、そういった業務も非常に多くなっておりますので、この2課をフォローしながら、私も福祉事務所長として必要な実務に実際にかかわって頑張ってみりたいというふうに思います。ぜひよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

ありがとうございます。今回のこの変更に伴って、市民の皆さん方へのサービスがますます向上するように願っております。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまここに示されておりますが、福祉課と保険健康課ということでちょっと私はよくわかりませんが、ここに説明がありますように、「高齢者人口の増加で「福祉」と「医療・介護」の連携がこれまで以上に必要であり、市民部長をトップとして組織の連携強化を図る」ということですが、確かに高齢者もふえてきております。それから、いろんな問題も福祉関係は多くなってきていると思いますが、組織図はこういうふうになりましたが、そういうことによって人員の配置とか特別変わることがあるんですか。その辺ついてまず、今のままの人員配置でいくのか、それとも、ふやして取り組んでいくのか、その辺どうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

先ほど市民部長のほうも答弁いたしておりますように、福祉行政につきましては、かなりの業務量がふえてきております。そういう中で、組織的にはぜひ4月1日からは増員をしたいなということで、今、総務課のほうで鋭意事務を進めているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

やはり一番市民サービスの向上ということになりますと、直接市民に当たっていく職員をふやすことが一番大事だと思います。そういう面で、どこでも厚くしていかなくちゃいけないと思いますが、どこに重点を置いて、高齢者だとか、子供だとか、生活保護世帯だとか、いろいろありますが、その辺については今一番鹿島市として重点を置かなくてははいけないのはどこだとお考えになっていきますか。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

福祉行政全般にわたって、やっぱりいろいろな課題がございますが、直面する一番の問題は高齢者人口の増加であります。特に75歳以上の人口を見ておきますと、現在、75歳以上の方が4,786人、これ去年の12月末ですけれどね、これがちょうど61年前、鹿島市が合併したときは779人ということですね。75歳以上の方の人口が、この60年間で6.1倍になっております。逆にもう1つ問題は、1世帯当たりの家族数ですが、合併当時、60年前は1世帯当たり5.6人ぐらいありました。現在、人口3万人を切っておりまして、1万600世帯でございますので、2.8人ということで、1世帯当たり半分になっております。ということは、家族で高齢者を見る体制がなかなかできなくなっていると、そういったものがあります。こういったことで、一番の問題は高齢化に伴う高齢者の見守り、あわせて子育ての貧困の問題とか、そういったものもありますので、特に貧困問題と高齢化の問題が直面する鹿島市にとっての大きな行政課題というふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

福祉関係でやっぱり一番大事なのは、直接職員の人たちが市民の人に接していくということが一番大事だと思います。特に高齢者もそうですね。そういう面では外に出て、市役所に来られない人たちにも対応できるような体制が私は大事になってくるんじゃないかと思えますし、それから、いつかも言ったかもわかりませんが、例えば、今、生活保護の担当者の方は何人かしかいらっしゃいませんが、例えば、行ったときに、担当の方がいらっしゃらない

と対応できないというような、そういう今の現状もありますよね。だから、そういうところを人員配置の面で十分に確保しながら、皆さんに対応できるという体制を、せっかくこういうことをしていかれるわけですから、まさにその辺での市民サービスの向上ということに対して私は力を入れていただきたいなど、さっき人員の増員のこともおっしゃいましたが、そういう形までお願いをしたいと思いますが、いかがなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

先ほど松尾議員から職員がいなくて対応ができない場面があったということですね。反省する部分も確かに今までであったかもしれませんが、今は対応できないという、そういったことはまずはないかというふうに思いますので、特にその場で結論を出すということはなかなかできないことも多いですが、対応はきちんとできるというふうに思っております。

また、先ほど松尾議員も言われましたように、職員が直接対応しなければならない部分がこの福祉行政ですので、その辺が福祉課、保険健康課、地域包括支援センターも含めて、十分に市民の皆さんと向き合いながら対応できる、そういった体制を構築してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほど生活保護の対応できないときもありました。例えば、そういうこともあったので、そういうことのないように、全体としてせっかくこういうふうにして市民サービス向上とするんだから、そういう対応できるように、今から取り組んでくださいという意味で言ったんですがね。そういうことはないと思いますと、あっちゃいかんわけですよ。だから、それがないように十分な手だてをしてくださいということですね。

それと、確かにそこに担当おらんでも、その一つの部だから、ほかの人で対応をしなくちゃいけない部分も出てくると思いますが、それは非常に困難ですよ。ほかの自分の仕事以外の。何かただ聞いとくだけなら大丈夫なんですけどね、実際いろんなのを対応することになりますと、困難ですよ。これもいつか言いましたが、制度ができれば、その部のことは全部誰かができるからというようなことがあったんですが、全くそういうことはないわけですね。だから、特にこういう福祉行政ですから、皆さん方が、例えば、極端な話、何かで相談に行こう、やっとの思いで行く人もいますよね、そこにね。そして、それができなかつたら、もうまた行かんでいっちょかんといかん。なかなか市役所の門をたたくのは敷居が高いんですよ。そういう市民の人って結構多いんですよ。だから、そういう

のにせっかくおいでになったのを対応できるように、せっかくこういう組織を変えてするんですから、そのためのこれからの取り組みをお願いしたいという意味で私は言ったわけですのでね。そのためには一番大事なのは対応できるだけの人数の配置とか、その他をやる必要があると思いますので、どうですか、その辺で。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

ありがとうございます。松尾議員言われますように、そういうふうにして対応してまいりたいというふうに思います。

特に市役所に訪問されて、そして、相談されたら、そこで回答できなかった場合は、また、こちらから連絡するとか、訪問するとか、そういったことでできるだけの対応をしてまいりたいというふうに考えております。ぜひ松尾議員の御期待に沿うように頑張りますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 鹿島市福祉事務所設置条例及び鹿島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第18号 鹿島市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

それでは、議案第18号 鹿島市営住宅設置条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は41ページ、並びに議案説明資料は50ページをお開きください。

今回の改正理由は、市営住宅跡地の売却等を行い、定住対策の一環として有効活用をしたいので、所要の改正をいたすものでございます。

議案書の42ページには、条例改正の内容をお示ししておりますが、内容につきましては、議案説明資料で御説明をいたします。

議案説明資料の50ページをお開きください。

議案書の42ページの内容に係る今回改正の新旧対照表となっております。

続きまして、議案説明資料の51ページをごらんください。

今回の改正内容につきましては、鹿島市営住宅設置条例第2条において、市営住宅の名称と位置が規定されておりますが、今回、定住対策の一環として有効活用できる市営住宅跡地の売却等を行うため改正するものでございます。

その対象予定地は、八宿住宅、長丁住宅、城内住宅、以上3カ所でございますが、いずれも建物は全て解体して、現在は住宅跡地として管理いたしております。

位置図につきましては、議案説明資料の51ページから52ページに参考としてつけておりますが、まず、八宿住宅につきましては、現在、J A ビバレッジさんへ職員用駐車場として貸し出し中でございます。次に、長丁住宅につきましては、市で5区画に分筆して造成を終え、定住者向けに売却を行うための事務作業を進めております。最後に城内住宅につきましては、2筆に分筆いたしまして、既に片方は城内区へ売却し、現在は城内公民館として御利用いただいております、残りの1筆を定住者向けに売却を行いたいと考えております。

今回の一部改正は、これら3カ所の削除を行って第2条の整理を行うものでございます。

また、施行期日は公布の日で予定いたしております。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの説明で1つだけちょっとよくわからないのが、城内住宅の件ですが、これはもう一遍その取り扱いについて説明、条例との関係はどうなっておるのか、ちょっとわかりません。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

議案説明資料の52ページのほうをごらんいただきたいと思います。

ここの中間に城内住宅の位置図がございます。この面積が675.28平方メートルとありますけれども、その下に城内公民館という表示がありますけど、もともとこの城内公民館と今回の譲渡しておりますこの場所が一つの面積でございました。それを2つに分けて、そして片方は既に城内区へ、城内公民館の建設地として売却を行って、既に公民館が建って、御利用を区の方にいただいていると、残りのここに残っている675.28平方メートルをここに、城内の住宅地として第2条に定めてありますので、ここはもう売却をするということで今回2条のほうから削除を行うということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほど説明を私は聞いて、2区画に分けて、一方は何かもう住んでいると言われて、まだ条例が出ているのに、もう2区画に分けてやったのかなという受けとめをしましたので、再度質問し、わかりました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

質問を行いたいと思います。今説明を受けまして、事前に委員会のほうでも説明を受けていたわけですが、きょうは本会議ということでケーブルテレビも入っておりますので、八宿住宅のほうの駐車場、こちらは市内企業へ駐車場用地として貸し出し中、こういうふうになっております。今現状どのくらいの賃料というものが市のほうに入ってきているのか、お知らせください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

ただいま御質問のありました、八宿住宅で企業のほうに賃貸を行っているということで、金額のほうということでございますけれども、年間で現在1,000千円を賃料としていただいております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

市の財産の部分ですので、有効利用できることはそれで結構だろうと思いますけど、この八宿の駅前付近のそういうふうな地価というものを考えた場合、この年間1,000千円という駐車場利用代金としては妥当といたしますか、どういうふうな設定で年間1,000千円というものを決めていらっしゃるのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

この八宿住宅の賃料につきましては、平成18年から借用を、貸し出しを行っておりますけれども、あくまでも企業さんとの話し合いで、現在周辺の個人さんとかの月決めとかの金額とは比較にはならないと思いますけれども、その当時の企業さんとの財政協議を行って、話し合いの結果、その金額に落ちついているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

近くにJ A ビバレッジがありますから、そちらのほう関係のところという感じですけど、市としては、ここをまたほか何かしら、駅前の付近でもありますが、浜宿関係において駐車場等、市の持ち物としての利用等は考えてはいないわけですか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

この土地自体は市の所有物でございますけれども、現在、まだこの企業さんのほうが必要とされていますので、更新を3年ごとで行っておりますが、この中でもう利用がないという場合は、市のほうで利用の面で協議をしたいと思っておりますけれども、現状のところ変更なしで継続をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

平成18年から20年近く利用していただいておりますので、そのあたりは両者間の協議で進めていただければと思います。

もう1つ、長丁住宅、ここは、すぐ横にL I X I L等があって、交差点というところ、そういうふうな場所になるわけですけど、大体ざっと計算をして400坪ぐらいなるのかなとい

う感じがしますが、この売却方法というものはどういうふうを考えていらっしゃいますか。それを一括で売却をする予定なのか、それとも、ある程度これを区切りするのか、そのあたりをお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

この長丁住宅につきましては、現在5区画を市のほうで造成を既に行っておりまして、これは基本的に競争入札のほうで売り出しをしたいというふうに考えております。あくまでも対象は定住ということで、鹿島に長く住んでいただくということを条件に考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ちょっと聞き取りにくかったところもありましたけど、5区画とおっしゃいましたかね。競争入札とおっしゃったと思いますけど、それは不動産業者のほうに委託して行っていくわけでしょうか。それとも行政のほうがある程度何か形を決めてから競争入札に入られるのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

売却の今後の方向性ですけれども、今回、この条例で通過を条件に、現在、同時進行ですけれども、売却の要項等、事務手続を進めておりますので、基本的には市のほうで直接売却という中でも、状況によっては、市のほうで宅建の杵藤支部の協会のほうといろいろな相談に乗っていただいておりますので、その不動産取り扱いについては、売却のほうについてはそういうプロの方のアドバイスも受けながら進めていくこともあろうかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

市有地は有効利用することが一番だと思っております。浜の中でもここは場所的にはいいほうかなという気はしております、国道沿いでもありますから。

御答弁の中であったように、やはり定住促進に使っていただくのが一番理想かなという気

がしております。ここに限らず、まだ市が所有される土地は市内いろいろあると思います。今後、人口減少のことを考えると、やはり定住促進、そして、新たな住宅等を建てていただいて、そして住んでいただくことが理想だろうと思いますので、市営住宅等の建設予定もありますけど、並行しながらこれからもしっかりと進めていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

私も所掌でありましたけれども、質問を1点だけさせていただきます。

跡地を売却して定住促進のためにということであります。私もそれが一番いいのではないかなという思いであります。

今回、条例の制定でありますけれども、いい機会ですので、1点だけ質問させていただきますけれども、いろんな市営住宅ありますけれども、今回更地になって方向性が見えないところが1点ありますので、質問しますけれども、例えば乙丸住宅であります。あそこは今駐車場なのか更地なのか、少しわかりづらいところがあるような気がいたしますけれども、今回ここは売却には当たらなかったのか、何かあればお答えをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

ただいま御質問のありました内容についてお答えいたしたいと思っております。

北鹿島の乙丸の住宅の跡地で、現在の状況ですけれども、まず建物はもう全て除却をして更地の状態です。一部近くの方に駐車場として利用をいただいている部分で、その残りは何も使っていないという状況です。

御質問の内容で、今後の方向性の部分になると思っておりますけれども、その乙丸の住宅の跡地というのは、先ほどありました新しい市営住宅の建設の候補地として、市の市営住宅建設検討委員会の中で候補地に上げられて、市のほうに提言をいただいておりますので、現状のところでは、今後の絞り込みの中で建設候補地になるのか、あるいはどこかに決まって、ここが売却になるのか、そういうことはまた今後の議論の中で議会のほうにもお諮りしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。そういうことでありますね。現状は、乙丸住宅の現状は全てわかっておら

れると思います。溝がそのままだったり、草が生えたりということで、今のところ大きな溝とかで、けがとかなんとかはあっておりませんが、早急な対応、そしてまた、今回の条例の制定に続きまして定住促進対策に活用もして、もし新しい候補地にならなかった場合とか、そういった形で再度有効活用していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 鹿島市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。2時30分から再開します。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第8 議案第19号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第19号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、補正予算書と議案説明書に基づき説明いたしますので、お手元に準備をお願いします。

議案書は43ページとなっております。

まず、議案説明資料等に訂正があったことをおわび申し上げます。申しわけありませんで

した。

それでは、議案第19号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。

1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に165,182千円を追加し、補正後の総額を15,626,517千円といたすものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから10ページにつきましては、今回の補正の集計表でございます。

11ページをお願いします。

第2表は、継続費の補正でございます。

9款1項. 消防費の防災情報伝達システム整備事業は25,802千円の減額補正を行い、補正後の総額を366,698千円といたしております。平成27年度と28年度の年割額は右に掲げている額となります。

12ページをお願いします。

第3表は、諸般の事情で予算の一部を平成28年度へ繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

情報システム管理経常経費、情報セキュリティ強化対策事業以下15事業で、総額1,683,107千円を平成28年度に繰り越して執行する予定といたしております。

繰り越し理由等につきましては、後だって御説明いたします。

14ページをお願いします。

第4表は地方債の補正でございます。

経営体育成基盤整備事業以下11事業は、需用費の確定等に伴いまして総額1,994,700千円から1,844,900千円へ補正を行うものでございます。

16ページをお願いします。

16ページから19ページにつきましては、今回の補正の事項別明細書でございます。

20ページをお願いいたします。

20ページから93ページにつきましては、歳入歳出の今回の補正の内訳となっておりますが、内容の説明につきましては、別添の議案説明資料に基づき後ほど御説明いたします。

大きく飛びますが、94ページをお願いいたします。

94ページから101ページにつきましては、一般会計の給与費明細書でございます。

補正の中に人件費の補正が含まれておりますので、その説明等を示しております。

102ページをお開きください。

このページにつきましては、継続費に関する調書でございます。平成28年度までの継続事

業として実施いたしております防災情報伝達システム整備事業の来年度までの支出予定額及び進捗率を調書としてまとめたものでございます。

103ページにつきましては、地方債の現在高調書でございます。

表の右下、一番下の10,558,244千円が今回補正後の市債残高見込みとなっております。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、別冊の議案説明資料をお願いいたします。

53ページのほうをお願いいたします。

53ページから55ページにつきましては、今回の補正の増減の比較表となっております。

53ページは、歳入の増減比較表、54ページにつきましては、歳出の目的別増減比較表、55ページは、歳出の性質別比較表となっております。

56ページをお願いいたします。

ここから今回の補正の歳入について御説明を申し上げます。

ナンバー1の個人市民税は、給与所得の増などによりまして37,000千円増額いたしております。

ナンバー3の固定資産税は、新規設備投資の増によりまして償却資産がふえた関係もありまして、10,000千円増額いたしております。

ナンバー5及び6の地方消費税交付金は、交付額の確定によりまして93,640千円増額いたしております。

ナンバー7の地方交付税は、普通交付税の決定により6,937千円増額いたしております。

ナンバー9の経営体育成基盤整備事業分担金は、国の補正予算に伴う需用費の増によりまして12,574千円増額いたしております。

ナンバー11の個人番号カード交付事業費補助金は、国の補正予算に伴いまして5,179千円増額いたしております。

ナンバー12の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金は、これも国の補正予算に伴いまして7,450千円を新規に計上いたしております。

ナンバー13の保険者支援制度負担金は、国保会計の繰出金のうち国保税の軽減に対する負担割合の拡充などに伴いまして25,558千円増額いたしております。

ナンバー14の児童手当交付金は、給付見込み額の減に伴いまして18,059千円減額いたしております。

ナンバー15及びナンバー16の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金及び臨時福祉給付金等給付事務費補助金につきましては、国の補正予算に伴いまして108,330千円と3,630千円を新たに計上いたしております。

ナンバー18の社会資本整備総合交付金事業（道路事業）につきましては、これも国の補正予算に伴いまして5,449千円増額いたしております。

ナンバー19の保険者支援制度負担金は、先ほどの国庫負担金と同様に国保会計の繰出金のうち、国保税の軽減に対する負担割合の拡充などに伴いまして12,779千円を増額いたしております。

ナンバー20の地域医療介護総合確保基金事業補助金につきましては、国の補正予算に伴いまして46,026千円を新規に計上いたしております。

58ページをお願いいたします。

ナンバー21の中山間地域直接支払交付事業補助金につきましては、対象農地面積の確定によりまして16,935千円減額いたしております。

ナンバー25の佐賀県漁業経営構造改善事業補助金につきましては、国の補正予算に伴いまして234,514千円を新規に計上いたしております。

ナンバー27の環境保全寄附金につきましては、株式会社スーパーモリナガ様から指定寄附をいただきましたので499千円増額いたしております。

ナンバー28の財政調整基金繰入金につきましては、歳入一般財源の増などに伴いまして69,000千円を減額いたしております。

ナンバー29の公共施設建設基金繰入金につきましては、事業費の確定などに伴いまして126,660千円を減額いたしております。

ナンバー31及びナンバー32につきましては、サマージャンボ及びオータムジャンボ宝くじの収益金交付金が確定いたしましたので、サマージャンボ分が5,905千円、オータムジャンボにつきましては6,638千円を増額いたしております。

ナンバー33のボートレースチケットショップ鹿島環境整備協力交付金につきましては、11月にオープンしましたボートレースチケットショップ鹿島の勝舟投票券売上総額の1%が交付金として交付されますので、6,750千円を新規に計上いたしております。

ナンバー34の過年度後期高齢者医療療養費給付費（定率）負担金返還金につきましては、平成26年度分の精算に伴う返還金3,079千円を新規に計上いたしております。

ナンバー35の経営体育成基盤整備事業債は、国の補正予算に伴いまして8,400千円増額いたしております。

ナンバー36の社会資本整備総合交付金事業債は、これも国の補正予算に伴いまして3,600千円を増額いたしております。

60ページをお願いいたします。

歳出につきましては、主なものを御説明いたします。

ナンバー3の情報システム管理経常経費につきましては、国の補正予算に伴いまして情報セキュリティ強化対策事業委託を含めまして26,285千円増額いたしております。

ナンバー5の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業につきましては、国の補正予算に伴いまして低所得者の65歳以上の方へ1人30千円を支給するものでございまして、事務費を含め

まして111,960千円を新規に計上いたしております。

ナンバー6の国民健康保険財政支援対策繰出金は、国庫負担割合の確定に伴います基盤安定繰出金等の確定によりまして35,512千円増額いたしております。

ナンバー9の地域密着型サービス施設等整備事業は、国の補正予算に伴いまして定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ほかを整備する補助金46,026千円を新規に計上いたしております。

ナンバー10の児童手当支給事業は、事業執行見込みによりまして26,600千円減額いたしております。

ナンバー15の家庭用浄化槽設置整備事業につきましては、設置基数の減によりまして13,554千円減額いたしております。

62ページをお願いいたします。

ナンバー17の中山間地域等直接支払交付事業は、対象農地面積の確定によりまして22,579千円減額いたしております。

ナンバー19の経営体育成基盤整備事業（浜東部地区）分につきましては、国のT P P関連の補正予算に伴いまして県工事負担金を21,108千円増額いたしております。

ナンバー20の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島地区）分につきましては、事業費の確定によりまして13,172千円減額いたしております。

ナンバー22の佐賀県漁業経営体構造改善事業につきましては、これも国のT P P関連補正予算に伴いまして、ノリ網の大型協同冷凍庫の建設につきまして補助金を270,593千円新規に計上いたしております。

ナンバー23の水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、事業費の確定によりまして12,070千円を減額いたしております。

ナンバー25の社会資本整備総合交付金事業は、国の補正予算に伴いまして9,083千円を増額いたしております。

ナンバー30の防災情報伝達システム整備事業は、事業費の確定見込みによりまして112,655千円を減額いたしております。

ナンバー31の新世紀センター（仮称）建設事業につきましては、事業費の確定見込みによりまして34,749千円減額いたしております。

ナンバー32の借入金利子償還金は、新規借入金の額、利率の確定に伴いまして24,749千円減額いたしております。

64ページをお願いします。

ナンバー33、最後の予備費で435千円を減額して全体の調整を行っているところでございます。

65ページのほうをお願いいたします。

平成27年度の県営事業に伴います負担金一覧でございますが、表の中の括弧書きの分が今回の補正額となっております。

66ページをお願いします。

平成28年度へ繰り越す繰越明許費の内訳と財源理由の一覧表でございます。

ナンバー1の情報システム管理経常経費（情報セキュリティ強化対策）事業につきましては、国の補正予算に伴いまして委託金26,936千円を全額繰り越すものでございます。

ナンバー2の情報システム管理経常経費のうち（番号カード関連事務委任交付金）につきましては、国の補正予算等に伴いまして番号カード発行に要する事務委任交付金が年度末までに支払いができないために、15,929千円のうち8,865千円を繰り越すものでございます。

ナンバー3の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業につきましては、国の補正予算に伴いまして事業費111,960千円全額を繰り越すものでございます。

ナンバー4の地域密着型サービス施設等整備事業につきましては、これも国の補正予算に伴いまして、事業費46,026千円的全額を繰り越すものでございます。

ナンバー5の子ども・子育て支援システム改修事業につきましては、これも国の補正予算に伴いまして、事業費256千円的全額を繰り越すものでございます。

ナンバー6の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島地区）分につきましては、地元管理施設の突発的な故障によりまして十分な工期が確保できないために、事業費10,836千円のうち7,100千円を繰り越すものでございます。

ナンバー7の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島市土地改良区）につきましては、鹿島市土地改良区への事業補助金が2月での追加内示等によりまして、年度内の事業完了が見込めないため、事業費1,073千円のうち390千円を繰り越すものでございます。

ナンバー8の県単農林地崩壊防止事業につきましては、2回の入札不落により工事着手が遅くなりまして、十分な工期が確保できないために事業費2,000千円のうち1,400千円を繰り越すものでございます。

ナンバー9の佐賀県漁業経営構造改善事業は、国の補正予算に伴いますもので、事業費270,593千円的全額を繰り越すものでございます。

ナンバー10の社会資本整備総合交付金事業は、これも国の補正予算に伴いまして、事業費123,700千円のうち9,182千円を繰り越すものでございます。

ナンバー11の辺地道路整備事業は、施工時期制限や土地相続手続に不測の日数を要したために、事業費116,491千円のうち18,348千円を繰り越すものでございます。

ナンバー12の中木庭ダム周辺整備事業は、トンボ池整備で安全性を考慮し、敷石について変更を行い、石の購入に不測の日数を要したために、事業費62,819千円のうち16,390千円を繰り越すものでございます。

ナンバー13の下水道施設管理事業は、ポンプ場の故障によりまして、出水期までの修理が

必要となったために事業費7,000千円の全額を繰り越すものでございます。

ナンバー14の新世紀センター（仮称）建設事業は、骨材の鉄骨入手に不測の日数を要したために、事業費1,143,251千円のうち774,241千円を繰り越すものでございます。

ナンバー15の防災情報伝達システム整備事業につきましては、システム本体を設置します新世紀センター工事が年度末までに完了が見込めないために、事業費545,147千円のうち384,420千円を繰り越すものでございます。

全体では、15事業、1,683,107千円を平成27年度から平成28年度へ繰り越すものでございます。

68ページのほうをお願いいたします。

市債の現在高見込みでございます。

表の右から2番目の欄の一番下のほうになりますけれども、10,558,244千円とありますけれども、これが3月補正後の市債残高見込みの額となります。その右の1,729,114千円は、前年度に比べましてふえた分という数字になります。このうち、2行上の臨時財政対策債を除く、いわゆる建設事業債の市債残高につきましては、5,955,483千円でありまして、前年度比1,530,260千円の増という形になっております。

69ページにつきましては、基金の状況を記載しておりますが、説明は省略いたします。

以上で議案第19号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わりますが、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

説明資料の67ページでございます。繰越明許費見込みということでございますけれども、これは常任委員会のほうでお話しありましたところなんですけれども、中木庭ダムの周辺整備ということで、トンボ池の底に敷き詰める石を丸石に、安全のために丸石を購入するために長くなったということでおくれるということなんですけれども、当初はここは現地の石を使うという予定だったそうなんです。それで、思った以上に丸石がなかったから、新たに約2トン、予算を4,000千円ほどということでしたけれども、そういったことでおくれるということなんです。

考え方としましては、ここにありますように、安全のために丸石を敷くという考え方、それともう1つは、これは私も思いましたし、議員の中で話して、そうだよねということで賛同される方がいらっしゃいましたけれども、やっぱり中木庭ダム周辺の石を使うからそのよさができるのかなというようなところで思うんですけれども、そのあたりは考え方としては、執行部の考え方としてはやっぱり安全・安心をとるべきだというような判断で新たに4,000千円をつけて、工期もおくれて繰越明許費というような形になったんでしょうか、い

かがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

先ほど議員からありました、当初は地元の中木庭の石を使うということで、もちろん自然石ということになりますけれども、これは実際、試験的に確認をして、やはり表面、川から取る予定だったんですけれども、やはり全体的に角がある石が多くて、先ほどありましたように、安全のためということで、ここにもお示ししておりますけれども、やはりトンボ池が実際数を確保できればよかったですけれども、数がですね、非常に石が多いということで、角がある石を敷き詰めた場合、この対象となる利用者が小さいお子様を基本的に対象として、水位もなるべく低く水で遊んでいただくという流水の池でございますので、今回丸石に変更というのは、小さなお子さんが親御さんから手を離れたり、あるいは自分で遊んでいく中で、転倒とかで角に頭を打ったり、角の部分ですりついたりというところでのけがを心配されるということで、まずその安全面が優先ということで、あとは数の確保が少し足らなかったということで、購入ということで変更させていただいたということでございます。

周辺の自然を見ていただくという意味では、一部にはやはり入れようということで、玉石の底石の周辺に幾つか飛び石とか、あるいは大きな景観的な岩、石ですね、これを少し配置しようということで計画を現在しているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、全てが玉石になるということではないわけですね。規模的にはどれぐらいの割合になるのか、その辺はどうでしょうかね。玉石がこれぐらいなって、周りに置くのがこれぐらいと、割合的にはどんな感じでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

玉石自体は1個当たり大体10センチ前後ぐらいのやつを基本的に底石、あるいはのり面といたしますか、おりるところに敷き詰めようと思っておりますけれども、その途中途中で数十センチから1メートルぐらいになるのか、そういうのも自然景観、景観的な石として配置をしたいということで、底に敷いたり、そういう部分ではございません。玉石の部分、部分に10

メートルピッチか、それぐらいになると思いますけれども、左右に川の自然の流れる、今度整備をするトンボ池の左右あたりに配置をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

底には玉石しか敷かない、ほとんど玉石だというふうな捉え方ですね。私は水中だから、そうまで足の裏痛くないかなというようなことを思っていたし、場合によっちゃ痛ければ靴を履かれてでも、じょっこ履かれてでも入られるかなということも思っていたので、そこまでせにゃいかんとかないかなというようなですね。転倒されたりした場合は危ないということで、そういうことをされるということですね。わかりました。

じゃ、その同じページに、防災情報伝達システム整備事業、これ予算とちょっと関係ないんですけど、せんだって地元のほうで端末の説明会がございました。それで、世帯数でいえば1割程度の方しか来ていなかったんですね。了承を求めて設置しますよということだったんですけども、その辺の来ていない方のフォローとかなんとか、その辺をどうされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

今、説明会を実施しているのは、地区の区長さんとか班長さんを対象にして説明会をやっておりまして、班長さんから各班の住民の方に説明をお願いしますということで同意書の徴集をお願いしているところがございますけれども、各個別で問い合わせ等が業者、それから総務課のほうにもあっておりますので、個別の対応は総務課か設置業者で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

そのときの説明会のときも、工事業者を装って余計に予算を取り、何か設置業者とコンセン
トをつくる業者は違いますよみたいなことで区別されているということで、そういったところで、お年寄りお一人様なんか悪徳業者にだまされないように、その辺の対策をきちっとやっていただければと思います。

じゃ、もう1つ、補正予算書の60ページでございます。母子福祉費のほうでひとり親家庭

児童配食サービス事業委託料ということでありましてけれども、減額されておりますけれども、これは大体予定されていた世帯数、配食数とどれぐらい違っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

ひとり親家庭ですけれども、対象者を3人ということで500円の助成をし、3人の予定で年間で組んでおりましたのが144千円でした。今、各母子相談員さんだったり家庭児童相談員さんが対象となりそうな、ちょっと食事をどうされているかわからないような家庭には随時こういうのがあるということをお知らせしたり推奨したんですけれども、なかなかやっぱりこちらからの勧め方がまだうまくいなくて、この配食サービスに至った方がおられなくて、それで、この124千円減ということで、残り20千円をあと1カ月相当に配食の希望があられたら使っていただくということで残すということになりました。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

それじゃ、これはほとんどもう事業として成り立っていないというぐらいな感覚だったということですね。ちょっと甘かったのかなと言え失礼かもしれませんが、見込みが違っていたということですね。このとき、お子様だけの生活がいかんということで、個食になりやせんやろかとかいうことを私質問したんですけれども、じゃ、そういうところもチェックは入らなかったということですよ、配食に行っていないということですよ。それも入っていないということですね、見ていないということですね。その辺どうですかね。

○議長（松尾勝利君）

橋本福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

実態を申し上げますと、3人ぐらいではなく、ちょっとあっちこちにいらっしゃる様子はありますが、やはり食事という形ではなくて、おやつだったり、前の日の御飯の残りだったりとか、あとコンビニの弁当を調達したりという形をとっていらっしゃって、手短めというか、手続が必要ないから、そういった感じで保護者がやっぱり身近なところで調達しているという現状があるようです。

この委託事業は、市の単独事業ですけれども、ほかに高齢者と障害者のほうにも配食サービスがございますので、やはり子供たちにも必要だろうということで、備えあれば憂いなしということで今年度初めて予算をつけて配備したところですが、やはりこちらの情報提供とか促し方とか、洗い出しもそうかもしれません、そういうところが少しまだ手が回っ

ていなかったということで、来年の反省としたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

これは利用者の負担する金額は幾らでしたか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

これは高齢者と障害者と同じように、もともとお弁当一つの配達と原材料、そのお弁当代と配達手数料、合わせて900円となっています。そのうち、個人負担が400円で、市の負担が500円ということで、一つは見守りも兼ねてということになっております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

今300円弱出せばちょっとした弁当を簡単に買えるんですね。そういったところで高いかなと思われたかもしれないし、お子様の食べる量だからここまで要らないのかなというような考え方もあったかもしれないし、その辺もう一回考慮されてまた、私これはおもしろい企画だなと思っていたので、ぜひとももう一回見直されて、1人で御飯を食べる子供がいないようにしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9号角田一美議員。

○9番（角田一美君）

四、五点ちょっとお尋ねをいたします。

まず、予算説明資料の歳入予算のところにも上がっております北鹿島にできましたポートレースチケットショップ鹿島の環境整備協力交付金として、11月オープン以来の売り上げ手数料の1%、6,750千円ほど上げていらっしゃるけれども、オープン以来の売り上げで、当初計画された売上高と実際、現在見込んでおられるのとどのくらいの開きがあるのか、それと、これを見込んで来年度当初どのくらい上げておられるのか、そこら辺ちょっとお尋ねですが。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

平成27年11月10日にオープンいたしました舟券発売ですけれども、当初予定しておりました売り上げは1日平均4,000千円から4,500千円でしたけれども、当初から4,500千円を上回る売り上げがあっておまして、現在5,000千円を超えております。5,500千円の時もあります。月平均5,000千円としまして30日、もう毎日開催ですので、150,000千円の4.5カ月分を計上して、その1%ということで、今回6,750千円を計上いたしております。年間ですと150,000千円を超える見込みであると考えております。

以上です。（発言する者あり）失礼しました、15,000千円でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

当初予定した1日4,000千円から4,500千円が大体5,000千円から5,500千円ぐらいということで、4カ月で150,000千円といった形で予想以上に売り上げということなんですけれども、建設当初、心配されました地元周辺あたりの交通安全対策とか福祉、そういった面で、これまでそういった心配されたことが苦情としてあっていないのかどうか、そこら辺ちょっとお尋ねしますが。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

当初心配されておりましたのが、児童・生徒の通学の安全確保が大丈夫かというようなことがありましたけれども、今のところそういった苦情等はあっておりません。ただ、今からもしあるとすれば、すぐに協議会の総会を開いて課題として提案したいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

それと、4カ月半たって、地元への経済的な波及効果というのを非常に期待していたわけなんですけど、そこら辺のこれまでのそういった状況について何かいい結果が出ているのかどうか、把握していらしたら、そこら辺をお願いしたいんですが。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

具体的に調査はしておりませんが、声として聞こえるのは、近隣の飲食店とか、そういったところで売り上げが伸びているというのは聞いております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

今のところ、そういった心配されたあれもなく、まだまだ4カ月半ぐらいではっきりした効果は出ていないかと思えますけれども、今後推移を見守っていきたいと思います。

それでは、歳出の面で、60ページのナンバー5、新規に年金生活者等支援臨時福祉給付金事業として119,600千円、国からの臨時経済対策で、補正予算で上がってきておりますけれども、これが28年度に繰り越してやられるということなんですけれども、これのいわゆる65歳以上の低所得者に対する人数として、1人当たり30千円ですから、大体3,611人ぐらいになるんですけれども、27年度の臨時福祉給付金、この対象人員としてどうなのか、比較してですね、同じ対象者がそのまま上がってくるのか、そこら辺ちょっとお尋ねですが。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

この事業は、27年度簡素な給付措置の対象者のうち、28年度中に65歳以上となる者ということになっております。今年度、27年度で受給された方は、臨時福祉給付金を受給された方は住民税非課税で、かつ被扶養者であれば、扶養者も住民税非課税という方たちなんです、27年度に限っては子育て臨時福祉給付金と併用重複化ということだったので、5,309人でした。その前の26年度は子育て給付金とは重複されなかったもので、そのときに3,790人の支給をしております。その辺から試算して3,611人という数字を出しております。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

わかりました。27年度に支給されました臨時福祉給付金、その対象者に対して郵送で9月1日から11月30日、いわゆる3カ月期間を設定して申請されたんですけれども、申請を促されたんですけれども、実際対象予定者がその全て申請されたのかどうか、漏れた方がいらっしゃらないのかどうか、漏れたとしたら、どういった方なのか、その辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

正確な数字はわかりませんが、一応税務情報から割り出した方たちに送付しておりますので、その方たちはほぼ申請はされていると思っています。その中で逆に26年度の住民税に関しての情報から拾ってありますので、26年度の後27年度に扶養に入られた方とかいらっしゃったので、逆に返還ということが生じたりも少しはしております。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

なぜお尋ねしたかという、そういった年金生活等で住民税が非課税の方が対象になって郵送して送られているんですけども、それには申請行為、いわゆる様式に状況を伝える申請する書類を出さなくちゃならないんですけども、その対象者が高齢のために、ほとんどの対象者が全て申請されたかどうか、ちょっと心配をしたからしているんですけども。

それともう1点、申請の受け付け期間が、鹿島の場合3カ月間、昨年場合は臨時福祉給付金は9月1日から11月30日まで3カ月間ですね、それから、子育て世帯は27年の6月1日から8月31日までと期間を指定されているんですけども、よその、周りの嬉野市とか太良町とか、全国的な状況を見ますと、よそは半年ぐらい、申請期間を6カ月間見てあるんですけども、鹿島が3カ月間に絞って、果たしてそういった対象者が全て受給されたのかどうか、ちょっと心配をしたもんですから、そこで質問ですけども、あわせて、来年度繰り越して28年度に申請を受け付けされるんですけども、大体通次繰り越しは補正で予定されておりますので、早急な経済対策は早く効果が出るような支給を望まれているわけですね。大体いつ申請の受け付け、あるいは申請期間はどのくらい予定されているのかお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

申請期間につきましては、市独自で決めてよいということで国から特別指針はあっておりません。それで、来年度の給付金に関しては、28年5月から受け付けを開始し、3カ月をめぐりに申請をしていただくようお願いするとしております。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

ぜひとも早急な支給準備をしていただいて、それを市民の皆さんに申請しやすいような形で方法、告知をお願いしたい。できれば申請期間というのも、特に高齢者の方はその書類を提出するあれが面倒くさかって、果たして自分が対象になるのかどうか、対象になるのかどうか出してください。それから、確認して、対象になりました、それから振り込みますよという手続ですから、高齢の世帯の方はそういった面倒な手続はされているのかなと心配しております。それから、期間がほとんど、今年度、27年度支給されました臨時福祉給付金なり子育て世帯の臨時特例給付金、ほとんどよその機関は、大体受け付け期間は一緒ぐらいで、最後の締め切りはまだ1月ぐらいまで、夏場から1月ぐらいまで、6カ月間ですから、鹿島は早く締め切って、果たして申請期間を過ぎた方がもうそのままほったらかしていらっしゃる

んじゃないかなと思ったり、ちょっと心配しておったものですから、ぜひそういうことのないように早急な準備手続をして、正確な告知をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、説明資料の61ページのナンバー9ですね、地域密着型サービス施設等整備事業ということで、いわゆる3月の残り期間で、新規に46,026千円という形で国の補助事業で、国の補正予算絡みで、当然今上げていますから、今年度中はできないわけですから、来年度に繰り越して、28年度に実施されるわけですが、そこで、説明として、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所1カ所という形で、あわせて小規模多機能型居宅介護事業所1カ所、非常に鹿島の高齢者対策で、いわゆる自宅へということで、施設から自宅へという形を国は進めていますけれども、なかなか鹿島にはそういった訪問看護事業所というものがなから、非常に期待されて、早期な対応、施設が望まれておったんで、これ取り組んでいただくということで非常に喜んでおりますけれども、これの現在、場所的に、いわゆる鹿島市全体をフォローするための場所的にどういったところに建設を予定されているのか、それとこれに対する補助率としてはどの程度の補助率なのか、そこら辺あわせてお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

まず、この地域密着型サービスの施設整備助成金につきましては、国が昨年でしたか、1億総活躍社会の実現を目指してということで介護離職ゼロという形で打ち出した補正予算の一部になります。これにつきましては、県のほうで基金を積みまして、その財源を使ってということになりますので、国県支出金が全額という形になっております。

場所でございますが、この手続が県を通じて地域密着型のサービスですので、保険者の指定になりますので、県を通じて杵藤地区の介護保険が指定をするという形になります。これにつきましては、現在申請をされている段階で、まだ認可が出ておりませんので、公表をされておりませんので、その場所については、申請は出ているんですけれども、その場所についてはここで申し上げるのは控えさせていただきたいと思ひます。

この補助率でございますが、定期巡回の随時対応型訪問介護看護事業所につきましては、開設経費といたしまして、1カ所10,300千円の助成、小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、開設経費といたしまして1カ所3,726千円、施設整備といたしまして32,000千円、あわせて46,026千円という経費になります。施設に応じて単価が決まっているという形になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

わかりました。申請段階で、場所、事業者等まだ公表できないということでしたけれども、できたら、そういった事業がスムーズにいった、そういった地域密着型、あるいは高齢者の地域での支援体制ができるような形でお手伝いをぜひお願いいたしたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、最後に、63ページ、先ほど勝屋議員からもありました防災情報伝達システム整備事業の中で、いろいろ現在、能古見地区でも進めて、ほとんど終わりにかけているんですけれども、業者さんからお話を聞くと、せっかく行政で屋内情報通報システム、防災ラジオですね、設置を全戸しているんですけれども、どうしても拒まれて、要らないという方がいらっしやると、非常に困られるのが市民の方なんですけれども、そこら辺の防災ラジオのシステムが十分理解されていないんじゃないかと、それが業者に聞くと結構多いんですよということなんですけれども、そこら辺断られる理由、そして、断られた場合、後々のフォローというのはどう考えておるのか、そこら辺把握されていたら、現在まで進んだところで防災ラジオ要らないと言われた戸数、そういったものがわかればお尋ねしますが。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

断られる理由というのが、やはり何件かあるようで、自分の家には必要ないということとか、それから家の壁を通して工事をするのは余り好きじゃないとか、そういったことで断れておりますけれども、それで同意率が100%に至っていないのがそういった理由ですけれども、これについては、もし災害があったときに自分の家で聞こえなかったというようなことで被害に遭われることがないようにもうしばらく時間をかけて、二、三年の間にでも設置をしていただくように鋭意努力をしていこうと考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

そういったことで、結構おられるということをお聞きしましたものですから、そういった方に対する説明とか、そこら辺の設置されたら非常に素晴らしいと、実際私のところも設置していただいたんですけれども、もう簡単にできて、しかも防災ラジオでありながら、通常ラジオとしても数局聞かれるわけですので、何で、断られる理由が非常にわからなくて、これは新たに工事が終わった後に、やっぱり必要だったといったときに新たに業者に発注するとなると費用は相当経費がかかるわけですから、ぜひとも行政でそういった方については把

握して、この工事期間内につけるような形で推進をしていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

まず、説明資料の62ページのほうに国のT P P関連対策予算の計上が今回2事業についてなされているわけですが、この2つの事業が採択といいますか、その事業の内示が実際あったのがいつごろなのか、まずそこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

今回、T P Pの関連事業ということで予算を上げておりますけれども、この関連予算が1月になりまして国のほうで農林水産省関係が4,008億円ということで通っております。そのうち、T P P関連が3,122億円ということで1月になって通りました。その後、県と打ち合わせしまして、こういう事業に乗らないかということでありましたので、3月補正ということでなったわけでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

わかりました。ナンバー19の経営体育成基盤整備事業、浜東部の用排水路の工事でございますが、これは28年度の事業を前倒しで取り組むというふうな内容ということになっておりますが、もう1つがナンバー22の新規事業で、佐賀県漁業経営構造改善事業、ノリ網の大型冷凍庫の建設補助でございますが、これの2つの事業の財源内訳を見てみますと、ちょっと内容が異なっておりますので、まずそこら辺についてお尋ねをしたいと思います。浜東部のこの経営体育成事業につきましては、分担金と寄附金が8,400千円と12,707千円と千円ということで、それぞれ財源が計上されておりますが、もう1つの水産業費の漁業経営体構造改善事業につきましては、県補助金ということで一括して、あとは一般財源ですね。そういう形で計上されておりますが、この財源の捉え方の違いはどのような形になっているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

浜東部の経営体育成基盤整備事業、これは県営事業でございます。県が事業主体で、浜東部の農業用水路とか農道等の整備工事をしてもらいますけれども、負担割合は国が55%、県が27.5%、市が7%、地元負担が10.5%となっております。これは市の分と地元の分を県のほうに県工事負担金ということで納めるようになっております。

一方、ノリ網の大型協同冷凍庫の建設でございますけれども、これは事業主体が漁協でございますけれども、事業費のうち、国が50%、県が15%、市が10%を補助しまして、漁協の負担金が25%となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

わかりました。TPPの国の関連対策については、大綱が示されてから予算化をされたという情報だけにはつかんどったわけでございますが、先般、国の説明会が県内でもあったわけでございますが、そのときの状況を見ておきますと、国はあくまでも、各都道府県に対して基金で予算の配当をすると、あと、それぞれの各県の実施については各市町、あるいは団体等の申請によって基金事業で事業を行うというふうな趣旨の説明があったかと思いますが、新年度予算のまだ協議でございませぬが、新年度予算編成に向けてそこら辺をどういうふうな着眼点で考えておられるのか、その考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

今回、補正いたしました中で、経営体育成のほうは、基金になって、公共事業ということになっております。冷凍庫のほうは基金化された事業でございます。国のほうでもTPP関連対策で基金で積み立てるものと基金で積み立てないで事業化したものもございませぬので、それは事業によって違うかと思っております。

市のほうといたしましても、メニューが合う事業ですね、今まで市としましていろいろ28年度事業も計画をしておりますけれども、そういうTPP関連の事業で、そういう事業のほう採択がしやすいというようなことがございましたら、県のほうと打ち合わせしまして、通常の事業でいくのか、TPP関連事業でいくのかというのは、県のほうと十分打ち合わせをしながら、採択を受けやすい事業でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

最後に1点だけちょっと確認をいたしたいと思いますが、今回3月補正で、先ほどありました漁業経営構造改善事業、この事業がT P P関連に乗っかってきたわけですが、この事業がなかったら、どういう事業で取り組む方針でおられたのか、その辺だけをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

この漁協の大型冷凍庫につきましては、平成25年から構想とか計画がございました。それで、平成28年度に冷凍庫をつくりたいというようなことで、産地協議会を設置いたしまして、先進地の事例を調べたりとか、計画のプランを立てたりとか、水産庁に出向いて協議等を行ってきたところでございます。

それで、当初平成28年度の事業で産地水産強化支援事業というのがございまして、その計画で、その事業で冷凍庫をつくりたいということで県のほうに希望を出していたわけですが、今回、T P P関連の水産業競争力強化緊急事業という事業がございまして、県のほうではこの事業のほうで採択を受けやすいだろうというようなことで御指導を受けまして、T P P関連の事業というようなことで、この事業で採択を受けるように県と漁協、市町ですね、協力いたしまして、この事業に乗っていきたいということで今回の3月補正となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

2点質問をしたいと思います。

まず、議案説明資料の55ページですけれども、この歳出の分の投資的経費のところなんですけれども、ちょっとここ数年間の資料を私が持ち合わせていないのでお尋ねをしたいと思いますけれども、今回補正を組まれて一般財源から457,000千円という形で掲載されておりますけれども、今現在の鹿島市の財政状況の中での投資的経費の一般財源の大体の目安はどのくらいという形で見ておられますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

基本的には、投資的経費における一般財源持ち分は最低基本的に4億円を確保していき

いなと考えております。ただ、時々に応じまして、ハード事業が延びた場合には建設基金等を活用しまして、そこら辺は若干動くこともありますが、約4億円規模は確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

この4億円については、以前からこの数字ということで答弁があっていたと思うんですけども、逆に言うと、やはり今の鹿島市の体力からすると、一般財源として投入できるというか、目安としてはやはり4億円から5億円の間にないと厳しいという認識でよろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

さっき議員言われるとおり、最低でも4億円程度の財政規模、一般財源ベースで確保していきたいと思っていますし、ただ、それが6億円、7億円となってくると、他の事業にも影響してきますので、そこら辺は他の事業と勘案しながら考えて予算をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

今後の事業も含めたときに、一般財源として使われる額が4億円から5億円という形であると、今後予定をされる事業等を考えていくと、やはり補助金等の活用がなければ、なかなか今の鹿島市というのは厳しい状況であると、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

まず、新たな事業を採択するに当たりましては、基本的には補助がないかどうかを必ず確認いたしております。もしない場合でも、起債を発行していく対応事業でありまして、交付税措置がある事業、起債が発行できるか否かを確認いたしまして、そこら辺で取捨選択していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

今後そういう状況をこちらとしても慎重に見きわめながら、また質問をさせていただければと思います。

もう1点ですけれども、61ページです。ナンバー15番ですけれども、家庭用の浄化槽の設置整備事業のほうで減額補正という形になっておりまして、設置基数の減によるという形で事業概要が掲載をされておりますけれども、これは当初の計画とするとかなり見込みとは違っていたと、その理由というのは何でしょうか。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

確かに本年度当初40基予定して、見込みが26基程度に落ちたためにこの補正をお願いしているところでございます。ただ、基本的に合併浄化槽を据えるというのは、新築をされたり、あるいは増改築をされたりするときに多うございます。ところが、ことしでございますけれども、新築や増改築の数が約70棟ぐらいしかなかったと、そして、さらに公共下水道の認可区域内と思われるものが約40棟程度あったということで、実際差し引きますと、この27基程度が、新築で20棟、増改築が七、八棟ということでございますので、これぐらいではないのかなど。原因といたしましては、これ合併処理浄化槽を使えるためにも宅内の配管全部やり直しとか、さらに埋めるための工事とか結構かかりますもんですから、そういった形での減少という形だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

原因等はわかりましたけれども、今後、次年度に向けてそうした場合の市民の皆さん方への周知というのはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

来年度もこの事業を、これ国庫補助事業でございますので、予算のつき方ちょっと遅いんですけれども、今市報とか、それから、いろんな媒体を使って皆さんに宣伝をしているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

私も何点か質問させていただきます。

まず、議案説明資料です。歳入のほうで、先ほども角田議員のほうから少し話があつておりましたけれども、ボートレースチケットショップ鹿島の開設における歳入ということで計上されておりますけれども、ほかの市町、ボートレースチケットショップがあるですね。視察もさせていただきました。こういった形で1%の交付金が得られているということがありますけれども、ある町では、まだまだためたばかりで使っていないということで、相当な金額がたまっているということもお聞きしております。鹿島市において、今からずっと1%が入ってくるわけでありましてけれども、使い道と申しますか、こういった形で今後されていくのか、まずお伺いします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

平成27年度、今回の補正に伴うチケットショップの売上金、並びに28年度に計上してあります売上金がありますけれども、それにつきましては、一旦公共施設建設基金へ積みまして、その目的としましては、北鹿島運動広場のトイレ新設工事に当てていきたいと初年度は考えております。そして、29年度以降につきましては、一応12,000千円、15,000千円ほどの新たな売上金が見込まれますので、大まかでありまして、3分の1程度をふるさと人材育成基金のほうへ、あと3分の1程度をふるさと創生基金のほうへ、残りを財政調整基金のほうへ積み立てて地元対応とか、人材育成に使ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。有効にぜひ使っていただきたいと思います。

それに関連してじゃないですけれども、今回この補正で、予算書のほうです。補正予算書の86ページです。2目の教育振興費ということで、負担金補助及び交付金という形で学校教育諸活動参加補助金ということで64千円であります。これは委員会説明資料を見ますと、西部中学校の吹奏楽部の九州大会、アンサンブルコンサートの出場の補助ということで記載さ

れておりまして、今回これはどの基金から出たのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

西部中の吹奏楽に対する補助金の財源につきましては、先ほど来あっておりましたふるさと人材育成支援基金の繰入金でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。今の市の決まりとしては、中学校、小学校とか、九州大会、全国大会に出場されたチーム、子供たちに関しては、全額補助をさせていただいていることがあります。例えば中学校に関しましては、運動系の部活動でありましたら中体連のときだけ、九州大会、全国大会に行くときはレギュラーの方の分は市が補助をされているということがあります。そういった形で、今は大学の陸上の合宿があったりとか、非常に小学校、中学校、そういったことに影響されながら、各県内、九州大会とか非常に活躍が目立っております。それはもう市長が言われたとおりに、本物を見ればこうなるのも間違いじゃないのかなというのが、今、大分子子供たちの成果として出ていると思っております。いろんな方面で子供たちには本物をぜひ見せてやりたいという思いもあります。

そういった中で、なかなか九州大会に行かれる方もたくさんいらっしゃいまして、年間を通してですね。もちろん高校在学されている方は個人で九州大会に行かれる方もありますし、団体だと物品販売というのも保護者が協力し合って資金を集めて子供たちを九州大会に送り出しているというのもあります。物品販売が悪いとは言いませんけれども、非常に何か過剰になっているところも多々あるわけでありまして。

そういった中で、市が責任を持って、小学校、中学校は市が責任を持って伸び伸びとしたスポーツ振興に取り組んでもらわないといけないと思っておりますけれども、なかなか予算面ではそう、九州大会に行くから市が全額補助をするというような形にはならないと思っておりますけれども、今回このボートレースチケットショップがオープンした上で、基金に今後、ふるさと人材とか、ふるさと創生とか、そういった基金に入れて有効に子供たちに使っていくとか、そういった形になると思っておりますけれども、こういった形で子供たちに予算を使うというのはもしかしたら定住促進にもつながるという可能性だって秘めているわけでありまして、本当に今子供たちが頑張っておりますので、そういった形で、全ての子供たちにはと言いませんけれども、小学校、中学校、市が教育系のほうとして責任を持って育てていただきたい

という思いもありますので、その点、今後こういう基金があるということを踏まえて教育長のお答えを、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

子供たちのために金をつぎ込むということで私のほうにお尋ねですけれども、まず、運動部活動とか文化部活動の活動につきましては、一応基準をつくっております、出せるものと出せないものがありますよということをきちんと示しております。出せないものにつきましては、生涯学習課のほうから一部補助をしております。そのほかにつきましては、実際保護者負担で行っておられるところもあります。そういう足りない分をふるさと人材基金あたりから、今後ボートレースチケットショップ関係あたりから使えるかどうか、その辺についてはもう市全体で考えていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、今どうしますよというようなことはお答えできないということで御了承ください。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

今後の検討材料として、一覧表、どういった方が本当に九州大会とか全国大会に行かれているのか、その点も含めて再度今後検証が必要かと思っておりますので、私も今どうこう、しっかりとした答えをいただきたいというのは申しませんけれども、検討材料として、私も今後とも見守っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、次です。議案説明資料の61ページです。ナンバー11、12、13、14、予防費です。予防費は、大体年間1億円程度で予算を毎年計上されておりました、こういった予防接種に使われているわけでありまして、毎年ぎりぎりの予算というわけにはいかないということもわかっておるつもりでありますけれども、大体減額、3月の定例会のときにはこれぐらいの、何百万、5,000千円単位で減額されております。

質問いたしますけれども、ちょっと不安になりました。皆さんしっかりこの予防接種されているのかなというような思いで質問させていただきますけど、現状どうなっているのか、少し説明をいただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃられるように、例年3月の補正予算で予防接種費用につきましては減額の補正をいたしているところがございます。おっしゃられるように、保険健康課といたし

ましては、100%の受診率というのを目指して、それに見合う予算を計上しながら、受診勧奨しながらということを進めているところでございますが、小児のときに受けていただく予防接種につきましては、今調べているところ、受診率80%から90%を超える受診率ということで――受診というか、予防接種を受けていただいているということで、数字が上がってきております。ただ、御存じのように、子宮頸がんのワクチンが積極的な勧奨をとめられているというようなこととか、ポリオが新しいワクチンができて3種混合とポリオをあわせて4種混合となったとか、そういう年度によって少し制度とかワクチンが変わってきておりますので、そこら辺が少し見えない部分があつて、そういったところをあわせて不足がないようにということで予算計上しながら、大目ということではないですけど、適切に受けていただけるようにということで予算計上しているところでございます。

ただ、ワクチンの接種費用が1件当たり10千円を超えるようなワクチンもございますので、少し残といたしますか、補正の減額が大きくなっているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

ありがとうございます。保険健康課は、特に国からどんといきなり制度が変わって市のほうに来るといふこともありますので、非常に予算等、決められるときも大変だと思いますけれども、引き続きやっぱり予防接種のPRといたしますか、広報をしっかりとお願いしたいと思っております。

最後です。今回、予算書の68ページです。農林水産業関係のことですけれども、事業確定により減額の補正ということでいろいろ上げてあります。一般質問等々でも今回農林水産業のことは上げていきますけれども、非常に地場産業とかいろんな形で新商品を開発したりとか、そういった形で今までにない職員の動きといたしますか、そういった感じで期待する部分が多くにある中であります。

この68ページの上から4段目の新規作物適正テスト圃場委託料とか、こういった形でいろんな事業に取り組んでもらっておりますけれども、成果といたしますか、そこはまだまだ来年度にも向けて事業に取り組んでもらうと思っておりますけれども、そこら辺で何か表立った成果を一つ、二つ説明いただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業支援課長。

○産業支援課長（橋口 浩君）

新規作物テスト等の圃場委託ということで、今回減額いたしておりますけれども、成果というふうなことです。現在、特に中山間地等の中で導入品目がないかというふうなことで

いろいろと検討をさせていただいております。その中で、農協さんのほうとも連携をしながら現在品目等の検討をしておりますけれども、1年目というものはどうしても海のものとも山のものともわからない品目もございます。1回試験をいたしまして、実際農協の技術員とか見て、じゃ、いけるのかどうなのかということで、ことしブロッコリーのちょっと変わったロマネスコとか、また葉物野菜等を実証実験して農協さんとかとも連携をしながら、農協のほうで拡大をされているというふうな状況も出てきております。

また、昔からやっておりましたフクガシラ、県の育成品種でございますけれども、こういったものにつきましても、農協さんとしては産地化を図られたということで、少しずつですけれども成果は出てきているんじゃないかなというふうなことで、特にこういったものをするときは、農協さんのほうとも連携をしながら進めさせていただいておるといふような状況にはなつとるといふふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

こういった新規作物を1年、2年でできるものじゃないというのもわかりますけれども、早急に対応していただいて、中山間地問題とか担い手不足等々、高齢者も気軽につくられる作物というのを鹿島市独自で開発してもらおうというのは非常に大事でありますので、時間がないようで時間があるようでというところもありますので、しっかりとした今後も対応していただきたいと思えますけど、そこで、今の職員数ではなかなかわからないところ、技術面とか農業とか特にわからないところもあると思えます。JAとの人事交流も含め、そこら辺はクリアできているのかなという思いもありますけれども、今後キャリア採用というのも視野に入れられていると思えますけれども、そういったことも含めて、3月議会の年度最後で、この議会ということを含めて、そういった人材確保というのを今の時点でどう考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

橋村総務部長。

○総務部長（橋村 勉君）

人材確保についてなんですが、今その真っ最中で、今回、もう議員御承知のとおり、TPP関連の事業が今回具体的になりますので、そこら辺は重点的に配置を考えているところでございます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。4時20分から再開します。

午後4時9分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第9 議案第24号～議案第27号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9、議案第24号 新世紀センター（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更について、議案第25号 新世紀センター（仮称）新築工事（電気設備）の請負契約の変更について、議案第26号 防災情報伝達システム整備工事（防災行政無線同報系デジタル化分）の請負契約の変更について及び議案第27号 防災情報伝達システム整備工事（防災行政無線移動系デジタル化分）の請負契約の変更については、関連をいたしますので、一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第24号 新世紀センター（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更についてから議案第27号 防災情報伝達システム整備工事（防災行政無線移動系デジタル化分）の請負契約の変更についてまでの4議案、関連いたしますので、一括して御説明いたします。

議案書は48ページから、議案説明資料は71ページからとなります。

提案理由は、新世紀センターの主体構造部分である鉄骨資材の納品のおくれ等により、工期の延長に係る変更契約を締結したいので、この案を提出するものでございます。

新世紀センターにつきましては、東日本大震災の教訓を生かし、地域の安全・安心、防災・減災対策の充実、そして水道、下水道の市のライフライン部門の拠点施設として、また、佐賀県の現地機関の統合再編に際し、鹿島市のまちづくりに協力する観点から杵藤農林事務所などが入ることとして、これまで施設整備を進めているところでございます。

今回の工期の延長につきまして、議案説明資料のほうで御説明いたしますので、資料の71ページをごらんください。

議案第24号及び第25号関係の説明資料になります。

まず、請負契約の内容でございますが、(1)の工事名は平成27年度新世紀センター（仮称）新築工事でございますが、工事名は変わりありませんが、建築主体工事と電気設備工事の2件の請負契約がございます。

市長演告の際、この新世紀センターについては、今後は通称鹿島新世紀センター、あるいは略称新世紀センターと呼称させていただくとありましたが、ここでは、当初の請負契約での名称をそのまま使わせていただいております。

(2)ですが、建築主体では契約の相手方が中島・中尾建設共同企業体で、契約金額は当初の契約と同様707,184千円。

変更をお願いするものが工期でございますが、変更前の議会の議決の日、つまり平成27年7月30日から平成28年3月25日までを、議会の議決の日から平成28年8月31日まで、約5カ月間延長するというものでございます。

電気設備については、契約の相手方は岡田電機・水城電気建設共同企業体で、契約金額は当初の契約と同様235,440千円。

変更をお願いするものが工期で、建築主体と同様、平成28年8月31日まで延長するというものでございます。

なお、機械設備工事につきましても工期の変更を予定しておりますが、予定価格が150,000千円未満であったため、議会の議決には付しておりません。

次に、変更の理由でございますが、新世紀センターの建設で耐震強化のため採用しているBCP材、冷間成形角型鋼管といたしますが、これを製造メーカーに発注する前に、大型物件の発注が入ったため、当初予定しておりました期間での納品ができなくなったものでございます。

このBCP材は、建築構造用の柱を主用途とする高品質、高性能な製品で、受注生産が基本となっており、BCP材のプレス加工メーカーは国内に5社しかないというような状況でございます。

新世紀センターは災害対策本部、情報伝達等の施設であり、耐震安全性に関して、大地震後であっても建物は無補修で継続使用が可能であることが求められており、それに対応できるものということでこの材料を使用しております。

BCP材の納品のおくれとその後の外装工事や内装工事等の期間を考えますと、3月末までの完成は見込めなくなったため、各種関係工事の期間を再度精査した結果、8月末まで工期を延長するものでございます。

経過を御説明いたしますと、昨年7月16日に建築主体、電気設備、いずれも入札を実施し、7月23日に仮契約を行い、その後、7月30日の議会臨時会におきまして、議会の議決を経て本契約をし、その後、10月23日に製造メーカーより加工業者への納品時期が確定しまして、納品時期が12月10日から15日ごろと、当初納入予定より3カ月ほどおくれるという連絡が入っております。その後、鉄骨の加工となり、そこで約1カ月を要しております。納品が12月になるということで、この時点では既に工期が大変厳しい状況にあるということは十分認識をしていたところでございますが、それがどのくらいの延長になるかというのは、その他の関係施工業者との調整等があり、未確定要素が多くございました。それで、2週に一度工程会議を開いておりますが、そこで調整をしていきながら、最終的には1月29日に建設工事期間延長協議書が各請負契約の相手方から提出をされております。請負契約の相手方も契約締結後、直ちに建築資材の発注をしており、発注から納品までの期間に相当な日数を要したということであります。

契約約款の中で受注者の請求による工期の延長の規定があります。一般的に工期内完成が不可能となる場合が3分類あり、1つが、請負業者の責めにより工事の着手がおくれ、または工事の進捗がはかどらない場合、2つ目に、条件変更、設計図書の変更、前払金等の不払いに対する工事中止の場合など、契約内容の変更、または発注者の責めにより当初の工期が不相当となる場合、そして3つ目が、受注者、発注者双方の責めによらない天候の不良や関連工事の調整への協力、その他の事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができ、発注者は必要と認める場合、工期の延長をしなければならないことを規定されております。

今回、この3つ目のケースであるということで、2月17日に工期変更の仮契約を締結しております。この場合、請負金額の変更を伴わない工期の変更が認められるということになります。

安全・安心のまちづくりの拠点としての新世紀センター、各家庭等に設置をしております告知放送受信機などの整備は一日も早く整備をしたく、議会を初め、市民の皆様も待ち望んでおられるところではございますが、以上のような事情でございますので、御理解いただきたいと考えております。

続きまして、議案第26号の防災情報伝達システム整備工事（防災行政無線同報系デジタル化分）の請負契約の変更及び議案第27号の防災情報伝達システム整備工事（防災行政無線移動系デジタル化分）の請負契約の変更についてでございます。

議案説明資料73ページをお開きください。

請負契約の内容でございますが、(1)の工事名は防災情報伝達システム整備工事でございます、工事名は変わりありませんが、同報系デジタル化分と移動系デジタル化分の2件の請負契約がございます。

(2)ですが、防災行政無線同報系デジタル化分では、契約の相手方が九電工・宮園電工建設共同企業体で、契約金額は当初の契約と同様366,174千円。

変更をお願いするものが工期でございます、変更前の議会の議決の日、つまり平成27年9月11日から平成28年3月25日までを、議会の議決の日から平成28年8月31日までとするものでございます。

防災行政無線移動系デジタル化分は、契約の相手方は九電工・宮園電工建設共同企業体で、契約金額は当初と同様152,280千円で、変更をお願いするものが工期でございます、同報系デジタル化分と同様、平成28年8月31日まで延長するというものでございます。

変更の理由でございますが、防災行政無線同報系の本体であります親局及び操作卓等並びに移動系の本体であります統制局及び周辺機器等を設置いたします新世紀センター新築工事の工期が延長されることに伴いまして、これらの工期も延長をお願いするものでございます。

工期延長を余儀なくされました防災行政無線整備関連の関係業者に対しまして御迷惑をおかけし、まことに申しわけなく思っているところでございます。

なお、運用開始時期は9月1日からを予定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの4議案について質疑に入ります。

質疑、討論は議案番号を述べてから行ってください。

質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

新世紀センターの工期のおくれということで今説明をいただきました。何点か質問させていただきます。

その前に、前回の委員会で防災情報伝達システム整備事業の同報系、移動系の当初予算から、そしてまた補正ですね、その予算の流れというのを詳しく資料をいただきました。非常に見やすくまとめてありましたので、まずお礼を言いたいと思います。

新世紀センターの件です。それで、この新世紀センターを建築に当たっては、一つの大きな理由としては、先ほども説明がありましたように、県の出先機関ですね、杵藤農林事務所が3月末までに今の総合庁舎のところから出られるということで、鹿島市の新世紀センターの中に入れていただくというのがいろんな大きな理由の中の一つであります。

今回、8月下旬にこの新世紀センターがオープンということでありますけれども、その点、県との話し合い等、経過等、どんな状況になっているかお聞きします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

県との協議の経過ですけれども、当初3月末で工期完了する予定でありました。そのときは県の移管は、4月、5月が出納整理期間ということで、6月以降になるだろうと。ただ、6月についても雨季が入るから、夏以降になるかもしれないというような話はしておられました。工期が延長するかもしれないということでまた協議をしているところ、9月ぐらいでも構わないということで県との調整は終わっているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

そこは個人的にも安心しました。

それで、工期のおくれ、5カ月おくれたということであります。これは鹿島高校、そして警察署もおくれるんですかね。そういった形で工期がおくれるというのは、先ほど3つほど説明されましたけれども、そういった事情があっておくれるということはもう仕方ないというふうに思っております。

それに伴って、私たち7月30日の臨時議会にも仮契約までの経過とか、そういった形で説明がっております。4月21日の指名審査委員会とか、6月6日の公募の公告とか、共同体の申請とか、ずっと4月から入札、そして仮契約までの経過があったわけであります。

そこで、そのときに落札金額が7億円ほどになっておる中で、そこはもう人件費、鋼材費等々を含めて7億円でありますけれども、5カ月間おくれたことによって人件費というのは発生すると思います。この7月23日の仮契約のときに、それは見込んでいないはずでありまして、我々総務建設環境常任委員会でも緊急に総務建設環境常任委員会を開いて、総務課のほうから現状報告を受けて、その時点では3月末には完成するという報告を受けております。

そういった流れがある中で、落札された企業に関しては、5カ月というのは短いようで長いようで、人件費とか、いろんな経費がかかるわけで、もうけが少なくなるのは計算上わかるわけでありましてけれども、企業のほうから追加予算とか、そういったことはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

今回の工期の延長につきましては、契約約款で調べてみましたところ、乙の請求による工期の延長ということで、受注者の請求による工期の延長の中で、乙の責めに帰することので

きない事由により契約の工期の延長をする場合には、甲、乙協議して工期を延長することができるということになっております。その場合に、請負契約の変更は生じないということになっておりますので、この規定を適用させております。そういうことで、今回は工期の延長だけで、請負契約の変更はあっておりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

先ほど説明された工期の延長で請負云々ということで説明を受けました。こういった大きな事業をするときには、本当に非常事態というのもあったりするわけで、追加予算がいいとは言いませんけれども、今後も事業をお願いすることがあると思いますけれども、そういった形のとときに、追加予算とか求められた場合、鹿島市は応じる。一番最初の契約のとときに、そういったことは決めなくちゃいけないと思いますけれども、そういった事例があるのか、それとも鹿島市としては入札された金額で工事をしてもらうというのが決まりとかであるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

これも契約約款の中で、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更という規定がございます。その中で、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準または物価水準の変動により、請負代金等が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができるという規定がありますので、この約款どおり対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

はい、わかりました。

入札するに当たっていろんな規約とか、いろいろあるとは思いますが、済みません。私もそこまで今回調べておりませんが、その中で、一番今まで私たちが説明を受けているのは、去年の4月21日の指名審査委員会という形から経過の説明を受けているわけでありまして、新世紀センターがいつできようか、それはいいものができればいつでもいいと思いますけれども、今回は県の出先機関が入るということで急がれた部分もあります。

私がちょっと問題視するところは、仮契約の前だと思っております。市のほうでいろんな図面をお願いして入札をかけるわけでありまして、その時点で3月下旬という工期が本当に適切だったのかというのは非常に問題視するところであると思います。いろんなことがあって工期がおくれるのはもう仕方ないと思っておりますので、その点、建設業と協議をするものなのか、設計士さんと協議をするものなのか、市内である程度協議をするものなのか、その点がちょっと少ないような気がしますけれども、その点のことで経過といいますか、本当に問題なく3月下旬でこの工事を発注したのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

3月末で工期ができるかということですが、そういった予定で入札を実施しておりますので、それに応じて入札の札を入れていらっしゃると思いますので、3月末での工期完了ができるかと受注業者も判断して入札をされているものと判断しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

判断されて入札をされているということでもありますけれども、そこは理解いたします。

今回、資材のおくれで5カ月間おくれたということでもありますけれども、そういう判断で入札されているのであれば、もちろん追加されても市としては認めるわけにはいかないという思いでありますけれども、その入札を出す前ですね、もう少ししっかり議論していただきたいような、この短い工期で、実際、3月下旬にできるのだろうかというような思いもあったりするわけであります。そこは入札されたからいいのか悪いのか、ちょっとはっきりわからないところもありますけれども、もう少しこれを詰めて入札するべきじゃないかなという思いがいたしますので、今後、市民会館等々大きな物件もあるわけでもありますので、安価でいいものをつくっていただきたいという思いがありますので、そのつくる前、入札を出す前に、もう少し協議会といいますか、いろんな方面からの意見を聴取してつくっていないといけないのかなという思いがありますけれども、現時点で、入札後は2週間に1回協議をされているということでもありますけれども、その前の段階でももう少し市として話し合いといいますか、話し合いといえば談合とかなるかもしれませんけれども、談合じゃないと思います。そこは協議会だと思いますので、そういったことをされているのか、市の職員の一級建築士の方とかでまず話し合いをされているのか、そこら辺の内容を少しお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

建設業者と打ち合わせをすることはありませんけれども、この基本設計をつくる業者は設計業者に委託しておりますので、そこで工期の確認とか、設計図書の確認は随時担当者で行っているところがございますので、そこで3月末の工期は大丈夫だろうということで入札を実施しているわけがございますので、全く独断でこちらが判断して3月末の工期を決めているということではございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

はい、わかりました。県も9月以降に入るのも許可をいただいて、そしてまた、企業等も理解をいただいているということでもありますので、よりよいものをつくっていただくよう、今後も指導していただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

私も質問を何点かします。

先ほど稲富議員がおっしゃった中で、同じようなところなんですけど、この工期というのは3月末になっていました。それは、先ほどの説明を受ける限りでは、私は、3月までにこれは何としても終わらせんといかんという、これは市役所側の思いがあったから工期をそこにしているだけで、今の説明を聞いて、実はもっと長く工期がかかったんじゃないかって私は思ったんですね。資材の高騰もあるし、例えば資材のおくれもあるかもしれないけど、本当にさっきの3月末の工期で、そもそもこの工事は終わっていたのかというのをもう一度教えてください。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

今回の工期のおくれはBCP材の製作のおくれということで、これが予定よりも3カ月ほどおくれたということで、これがもし予定どおり納品されていたならば、3月末の完成が見込めたと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6 番中村一堯議員。

○6 番（中村一堯君）

その納期のおくれがなかったら、仮に3月末に終わったこととしておいても、これは本当150,000千円以上の契約、工事なので議会の議決が必要なわけで、これは鹿島市にとっても金額的に大変大きな工事の部類に入ります。市長もニューディール構想の中で、県の施設が入るからと言っていろいろ今までの急がれた状況もあります。それは私たちも十分承知していますので、ここの施設は特に注意して工事をして、きちんと運用できるような体制づくりをしなければいけないというふうに私は思っていました。

しかし、こういうことになって工期がおくれて、これは前と同じように、例えば、入札の段階とか、計画、設計の段階で、もう少しこれ市役所は考えんといけんかったのじゃないかと私は思うわけですよ。例えば、これ工期の変更、今、議案を提出されていますけど、これをほかの会社に頼んでいたら、BCP材をつくられているところは5社あるわけですね。もしかしたら、ほかのところに注文していたら間に合ったかもしれない。結果的に納期がおくれて、新世紀センターがおくれている。契約の期間内で契約の金額で入札されたのに、もう契約の期間が変わることによって、その入札の公平性が保たれるのかという疑問が私は生じていますけど、副市長、そこをどう思いますか。私の言っていること、間違いですかね。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

もう稲富議員のときから大代総務課長が答弁しておりますように、私どもとしては、必要な手続を踏みながら必要なことをずっとやってきたという中で、その鉄骨が突発的に入らなくなったというようなことで工期がおくれてしまったということでございますので、それはそれとして粛々と工期を延長させていただいて、しっかりと早目に市民の皆様へ成果を届けるような対応をするというのが我々の務めだろうと、そのように思っておりますので、議員がおっしゃっているように、最初から工期が間違っていたんじゃないだろうかということでもありますけれども、それはその時点で我々は、大代課長申したように、この工期でできるということで告示をし、それで応札をしていただいて契約したということでございますので、その契約した後の事態については、鉄骨のおくれについては、その時点ではなかなか見通せなかったというようなことだろうと思いますので、この工期の延長についてはぜひお願いをいたしたいと思っておりますのでございます。

○議長（松尾勝利君）

6 番中村一堯議員。

○6 番（中村一堯君）

今、副市長御答弁いただきましたけど、この工事の期間の延長については少し簡単に考え過ぎなんじゃないかなと思います。

先ほど鹿島市職員さんたちの給与の議案がありました。その中で賃金がどうするかという話題になりましたけど、その中で、50人以上の企業が鹿島市に30社ちょっとあるというふうにおっしゃっていました。そこと比較して、鹿島市の職員さんたちの給与とか、済みません。県と比較してですけど、例えば、これが企業だったら大ごとなんですよ、この工事の変更というのは。なぜかという、この工事がおくれることによって、それだけの企業利益を生む機会が減っているわけなんですよ。例えば、鹿島市内にある大手の薬品会社さんでは、これはホームページに載っていたので言いますが、1年間の売り上げが200億円とちょっとでした。ある造船の会社さんでいうと約70億円でした。これ例えば、工事のおくれによって施設が運営できなかった場合、5カ月間運営できなかった場合には、それだけの企業利益、営業利益、売上高が減るわけですよ。

市役所も同じように、この工期の変更、例えば5カ月間、半年間仮におくれた場合に、それだけ提供できる市民へのサービスが少なくなるじゃないですか。今まで防災のためにつくると言われたその施設、例えば、あとの5カ月間とか半年間の間に、仮に何か災害があった場合に、新世紀センターがあつたらもっと多くの命が救えたのにという状況になったときには、これは間違いなく責任問題になると私は思うんですけど、市長そう思いませんか。私は今回の5カ月、6カ月間のおくれは、非常にこれは市民に対するサービスの質を低下させるような案件だと思いますけど、どう思われますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

まず、お答えをします。

今お話の中でいろんな前提がございました。しかし、この前提はかなり自分の説を頭に置きながらの前提でございます。わからないことはいろいろあります。

一番大事なのは、責任がどうだこうだというときは、恐らくその関係者ですね、故意または重大な過失があったときは責任をとらせると、こういうことになろうかと思いますが、今回の場合は、1つはさっきお話がありますように、いわば鹿島市のこの建物の中とか地域の中じゃなくて、かなり離れたところで起きた事件だと、事件といいましょうか、事柄だと、境ということですからね。

それからもう1つは、みんなルールを守ってきちっと安全性を確認し、発注をして入札をしたと。応札をされる方も、それぞれの当然リスクはあったかもしれませんが、リスクを負って応札をされた。実際、工事が始まってやっていて、不測の事態が起きたと。これを見通せ、恐らくこれは神わざでもない、こんなことがあるかもしれんと思えるかどうかとい

う話が別途あると思います。

それから、当時、建設業については実は鹿島だけじゃなくて、こういう建設をめぐってはいろんな工期についてのおくれなり、それから、支障、あるいはストップ、いろんなことがございました。この中で、私たちのこの事案については、いわゆる不祥事、誰かがわざと何かを間違ったとか、おくらすようにブレーキかけたり、アクセル踏んだりしたということは一切ございません。ですから、今お話しあったように、負担がかかったのは、大変それはゼロじゃないです。市民の皆さんには御心配をかけました、ごめんなさい、それは言えるかもしれないけれども、このことで、実際、どのような損害が生じるかということとはまた別の議論だと私は思います。だから、いろんな仮定を置きながらどうだこうだと言われるということになるのは、ちょっとお答えをできかねるんです。確かにそれは世の中わからないから、大災害が来るかもしれない。それは、そのときに最善の努力をしたかどうかということとで私たちのいわば責任が決まるんじゃないか、やるべきことが決まるんじゃないかと思います。前提を少しづつ何といえますか、自分の論理で組み立てられて、やや我々としてはそうですよと言えそうな部分がゼロとは言いませんけど、少ないなと思っております。

おくれたこと自体は、確かに早くなったほうがいいんですけど、全くほかのところと比べて鹿島市だけが特別怪しげなことをやったということではないということは理解をいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

市長の答弁の中で、こういった工期のおくれを予測するのは難しいと。確かにそれはそれで難しいことはわかるんです。わかるけど、そういう不測の事態に備えてするのが皆さんのこれは役割だと思うんですよ。それが、そういう不測の事態も備えて予備の期間であったり、だから、3月末で完成する、そのために今までいろんな事業もしてきたということじゃないんですか。特に防災は気をつけて、市長はいつも防災、防災と、震災以来、変わってきた。その施設が工期がおくれることになって、もっと市長、私言ってもいいんじゃないかなと思うんですよ。この件に関して、もっと急がんかとか、そういうことを言った上の今の答弁なのか。市長の防災に対する思いって、ああ、それぐらいなのかなって、私は今までの四、五年の経過を聞いて思いました。県も入るから、特に気をつけてほしいと私は思っていたんですけど、これはしょうがないですよって。私は、それは市長からきちんと、いや、これはもう皆さんの安心・安全を脅かして本当に申しわけありませんでしたぐらいの言葉がないと納得がなかなかできないんですよ。今後はこういうことがないように気をつけますとか、そ

ういう言葉は、市長自身はお持ちじゃないんですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

例えば、この施設を発注してから部内でどういう話があったか、私が本当に担当している人にどう言ったか、まあまあ、お話ししてもどうせ納得はされないでしょう。私なりにちゃんとやっているのか。進行管理というのは管理者の責任ですから、それはやっているのは当たり前なんです。ただ、それをいついつ何やった、結果的にやってもやらなくてもこの事態は起きたんですよ。なぜかって、この関係者の中で起きたんじゃないから。業者にまで言ってどうだこうだと、管理できるかどうかという議論と同じですよ。結果としておくれた、それはもう申しわけないと。

ただ、責任という話をかなりおっしゃったから、それは相当わざとやったとか、故意にやったとか、そういうことがなければ、この中の組織は絶対に私は維持できないと思っております。無責任とは言いませんよ。こんなことをやったら大変だと。先ほども若干ほかのことで気になることがありましたから、厳しく指導しますと、厳しく言いますと、今後はこんなことがあっちゃいけないと言っています。私自身は、そのことと今回のこととはかなり質が違うかなと、そこはあなたと見解が違うのかもしれないですね。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

私がさっき責任とれとか言いましたかね。言ったですかね。ごめんなさい。責任とれと言ったかどうか覚えていなかったですけど、きちんと気をつけてもらわないと、先ほど申し上げたように、やっぱりそれだけ市民へのサービスの低下というのがこれありますからね、その半年分というのは。何が起こるかわかんないけど、それだけ真剣にやってもらわないと、同じような状況の中で、皆さん厳しいような状況の中で、本当会社だったら責任をとられるかもしれないですよ。同じような県内の大きな企業だったら、それだけ会社に損害を与えているわけだから、だから、きちんとそこを考えて行ってほしいというのがあります。

具体的なさっきのBCP材ですかね、課長が5社つくっているというふうおっしゃっていましたが、それはどこでも大阪の企業に頼まれ、ほかの入札を行った会社は大阪の企業へそれを発注する予定だったんですか。例えば、ほかの会社がとっていたら、ほかの4社にBCP材を発注して工期内に完成できたかもしれないとか、そういったことはどうなっているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

先ほど申しましたBCP材というのが、全国的に納入がおくれているというような状況であるということが製造メーカーのほうから受けております。それで、受注者側の請負業者が発注した段階で、どこが一番早く製品を納入できるか、5社ある中で一番早く納入できるメーカーを探し当てたのが今回の業者でありまして、もし仮にほかの業者が落札をして発注したとしても、最終的にはこの業者に製造を依頼するという結果になったかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

ほかのところがもしとつても、その会社に発注するようになったということで今御答弁ありましたけれども、それだったらなおさら、工期のおくれ、本当にないんですかと総務建設環境常任委員会のほうでありましたよね。工期がおくれるんじゃないですかという話し合いがこれはあったと思います。そのとき総務建設環境常任委員会には、いや、きちんと完成しますという報告があったんですから。そのときは何も工期のおくれとか話題に上がってなかった、その話し合いでは上がってなかったことになりましてけど、もしわかっているんだったら、それははっきり言ってもらわないと。だって、これは150,000千円以上のきちんとした議案ですから。

私は活動する上で初心を忘れずにと本当思うんですけど、やっぱり皆さんの税金を納めていただいて、それから報酬という形でもらっていますので、真剣に取り組んでいってもらって、同じようなことが起こらないように、市民のサービスが低下しないような、きちっと工期を守って、入札もきちっとされて行政運営というふうに望みますけれども、副市長いいですか、今後、大型事業とかあるときにも、入札関係とか、工期のおくれもきちんと、そこも勘案してないように取り組み、これから副市長できますか。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

こういう建設工事につきましては、私どもも一級建築士を何人か雇っておりますけれども、まずはこういう大きな事業につきましては、まずは基本設計の段階から専門家の意見を聞き、それから、実施設計でも専門家の意見を聞き、材料、それから工期、そのあたりについてもじっくり皆さんの御意見を入れながら、それを受けて予算化し、それで発注をしていくとい

う、そういう手続をとっております。

ただ、議員おっしゃっていますけど、私どもがこれを発注する時点ではこの工期で間に合うということで発注いたしました。ところが、発注後の事象によってこの工期がおくれてしまったということでございますので、これは絶対今後もないのかと言われても、標準の我々がとり得るべき最大の手続をとりながら努力はしていくつもりでありますけれども、これは発注後の事象ということでの関係でございますので、ぜひそのあたりは御理解をいただきたいと先ほどから申し上げているところでございます。

今後につきましても大型事業が続いていきますけれども、今までのやっていた手続をしっかりともう一度見直しながら、いいものをつくっていく努力というのは全庁を挙げて今後また取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま中村議員の質問を聞いて、市長の答弁、私は、この重大さをどこまで受けとめられているのかなと本当思いながら聞いたんですけどね、今回のこのおくれで一番マイナスをこうむったのは市民ですよ。4月から新たにもう既に機器も入っておりますし、みんながいろんなことを言いながらも、ああ、そういうのになるんだということで期待をした。ところが、そういう形でおくれるということで、市民が一番マイナスになっているんですよ。それに対してさっきの中村議員がおっしゃいましたが、その答弁を聞いていて、本当に市長がそこまで受けとめているのかなという感じがしました。それはそれとしていいです。

私は、今回のこの新世紀センターの問題、もうピオの問題もそうですが、もともとは総合庁舎でしょう。県の総合庁舎から始まったと思うんですよ。ピオだって、もともとあそこに総合庁舎ということの話があったけど、それがだめになって、結局、うちが入らんといかんということで、ああいうまだ問題も解決できないものもありますが、そういう形になったわけでしょう。特に今回、新世紀センターについても3、4階に入れるということで、これは1つは、私はこういう問題が起きなくてはいけなかったのは、この建設を急ぎ過ぎたんだと思うんですよ。やっぱり鹿島市としても、行政としてもそうでしょうが。県の施設をよそに持っていかれたらいかんというようなことでやっぱり急いだんだと思います。そういう大きな問題があったと思います。私は当初から新世紀センターに総合庁舎を入れるんじゃなくて、新世紀センターはセンターとして独自でちゃんとしたのをつくったらいいんじゃないかというような意見もずっと言ってきたんですけど、そういう面では、やっぱりこうならざるを得なかった行政の最初の取り組みにも大きな問題があったんじゃないかと思います。

そういうことを置きながらお尋ねをしたいと思いますが、この説明資料の中で、変更理由のところにもこういうことが書かれていますね。「本件の施工業者が製造メーカーに発注する

前に、大型物件の発注が入ったため、当初予定していた期間での納品ができなくなった」と書いてありますが、こういう機材を注文するときは、私はよくわかりませんが、入札をした。じゃ業者が、それから頼みますよと、そこに頼むのか。私は前もっての打診はあっているんじゃないかと思うんです。そういうのをしたいと思います、そういう機材を入れさせていただきたいという、そういう話も何もなくて、頼みますよと注文をしたのかどうか。私は決してそうじゃないと思うんですよ。そうだとするとおかしいし、行政としてもその辺の確認はとれましたかというような念押しだって私はすべきじゃないかと思うんですね。例えば、個人の家を建てるときだってそうです。何か買うときだって、やっぱり本当に大丈夫かなという念押しはやるわけですよ。ましてや、こういう大事な問題についてね。

それで、ここに発注する前に、大型物件の発注が入っていたと。この辺がどうしても私は納得いかないんですよ。これを受けた業者がもう前の話し合いも何もせずに、こういうことでお願いしますと、何かその辺にあめ玉でも買いに行くような形で言ったのかどうか、その辺についてどうお考えですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

このBCP材につきましては、先ほども申し上げましたように、受注生産となっておりますので、当然業者は発注から納品にどのくらいかかるかというのは事前に問い合わせをしているかと思います。5社ありますので、その中で、契約後、直ちに正式に鉄骨資材の手配を頼んだということがございます。納期の交渉をメーカーの代理店と何度となく行っておるようでございます。そんな中で、明確な回答がなかったということが、こういった大型物件が入って納期が確定ができなかったということがございます。それがようやく10月23日に納期の回答がメーカーより来たということで、12月10日から15日の間ということですので、どうしてもそういった事情があったということで、こちらは了解せざるを得ないと。5社しかないということで、これを一番早くできるメーカーがここだったということですので、問い合わせの時点ではほかのメーカーにも問い合わせをしているかと思います。正式に発注は契約をしないとなかなかできないと思いますので、その時点から始まると思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

おかしいんじゃないですか。明確な回答がなかったということは、機材が手に入るかどうかということでしょう。そのことをあなたたちは業者から聞いたんですか。そのことを明確

には回答まだありませんと、材料が入るといふ確約は明確にとれていませんといふのは聞いているんですか。それはいつの時点ですか。その明確な回答がなかったのは、業者がキャッチしたのは。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

これは10月23日の工事打ち合わせ後の中で、メーカー代理店と幾度となく納期の交渉をやってきたけど、明確な回答がなかったと。それで、先日、ようやく納期回答がメーカーより提示があって、12月10日から15日ということであったということですので、10月23日に正式にこのくらいになるということが判明したということです。ですので、その時点まではある程度おくれが出ているということは認識していたところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

その仮契約をしてずっと進んでいる中で、10月23日までそういうはっきりしないということなら、おたくたちも本当に契約の期間にでき上がるだろうかという心配はなかったんですか、その辺は。1日、2日のおくれじゃないですよ。10月23日ということになりますからね。だから、その時点でやっぱりこれは大変だと、これはこのままいかんばいともう既にキャッチされていたんですか。これが期限内にはできないんだということを、どうなんですか。そこまで来ているんですからね。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この時点までは、ある程度きつい状況であるということは私たちもわかっておりました。それは、去年の9月25日の総務建設環境常任委員会のために、新世紀センターの進捗状況を報告してくれということで、その場でどうかということを議員の皆さんからも問い合わせを受けたところでございます。その時点では大変タイトな状態ではあるということを報告しているかと思っております。この時点では、じゃ、どのくらい納期がおくれるかというのはわからなかった、おくらしているというのは認識しておりますけれども、どのくらいおくれるのかというのがわからなかったということでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

だから、もうそういうことになれば、おくれてくるというのはわかっているわけですから、その辺で何らかの手が打てなかったのか。

それと、極端に言えば、受けたメーカーの責任は大きいんじゃないかと私は思うんですよ、まだまだというふうに延ばして。行政としてもよ、市としてもよ、そのところは無責任じゃなかったかと私は思う。そこまで出しておけば、おくれたって、とにかくやればいいんだというような、その責任の問題。

私はその前に言いたいのは、何でこがん焦ったのかと。新世紀センターについてはいろいろありよっけん、とにかく既成事実ばつくとくぎよかじゃなかかというような気持ちがあったんじゃないかという気を私は本当疑いたくなるんですよ。だから、何かこういうのが出てきたとき、もう既にこうなっている契約についても、議会ももう結論を出している云々というような、そういうことでやられたら本当たまったもんじゃないわけですよ。

例えば、さっきのお話じゃないんですが、県の施設だって、梅雨が過ぎてからよかですよ、こうですよってね、その前は早う入れんばらんというようなことでせかさされたと思いますが、一つ一つを見てみると、本当に何のためにこの新世紀センターをここまで苦勞してしようとしたのかというのが、もういっちょゼロから考えんといかんと思いますが、いまだに私は言いたいですよ。本当そうなら、防災センターの分だけを、この分だけなら補助金も来ますから、その分をちゃんとつくっておったらいい。例えば、県の施設を入れんといかんなら、あんな急いで福祉センターを崩さんでも、福祉センターの中にとりあえず入れても、例えば、1年契約の更新ということなら、いつまでおるかかわからんところですから、わざわざ新しいのを建てて、こんだけお金をかけてする必要はなかったんじゃないかと思うんですよ。とにかく既成事実をつくっておけばいいんだというような、そういう最初からの意識はありませんでしたか。それは私の言い過ぎかもわかりませんが、そう言いたくなるんですよ、今回の今までのいろんな経過を見るとですね。そういう状況があるんですよ。その辺どうですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

この新世紀センターの関係につきましては、議会のほうにも数限りなく御相談をしながら、場所の問題、それから、建物の構造の問題、いろいろな面で皆様と御相談をしながらずっと進んできた事業でございまして、何か執行部のほうが独断的に急いでつくっているというようなことを言われると、ちょっと我々としてはそんなことじゃありませんというのを議員のほうには申し上げたいなという思いで聞いておりました。

この新世紀センターにつきましては、もともとが一番最初はこの中川エリアの中に、

ちょっと話が長くなりますけれども、冒頭申し上げましたように、いろいろな経緯があつて、その都度に議員の皆様にご相談をしながら方向性を決めて、やっこの場所に建てるということに決まったということで、やっど予算もいただきまして発注をいたしました。ところが、発注後の思わぬ出来事によって工期がおくれてしまったと。市長申しておりますように、工期がおくれたこと自体については申しわけないと思っておりますけれども、その出た原因がどこに責任があるのかと言われると、それは不可抗力の出来事であろうということで御理解をいただきたいとずっと申し上げておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かにいろんな面については議会とも相談されたと思いますが、9月は進捗状況を聞かせてくれという要求を出して説明もしてもらったと思いますが、ですから、いろんながありますが、やっぱり私はこの取り組みが急ぎ過ぎた。もう福祉センターだって、あれよあれよと思う間になくなりましたよ。あら、どがんしたとねと、あそこにでくつとばいというような、そういう状況だったですね。その前も、私たちも、あれ何のありよとねと言ったら、駐車場のボーリングをするというような、ああいう形で、あれに関してもいろんな問題が出されて、それだからだめになったか何かわかりませんが、そういう形で、もうどんどんどん進んでいったわけですけどね。

そういうことで、やっぱりこれはメーカーと請負業者と市のいろんなやりとりの結果というのは私たちにはわかりません。おたくたちがこうですよ、こうですよとおっしゃれば、ああ、そうでございますか、御無理ごもつともですと受けるしか、見えないわけですからね。しかし、どうしてもその辺のメーカーと業者のあり方とか、行政とのあり方、その点について、今回は私は納得いかないし、もちろん新世紀センターについてはまだこれは要らないという気を持っておりますので、私はこれには賛同できないし、それに関連する一切の問題についても賛同できないという意見を申し上げて、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

今回、新世紀センターの新築工事並びに防災情報伝達システム整備工事の5カ月間延長ということになりまして、当初予定されておりました各家庭の工事も、3月いっぱいには全世帯に工事を終えるという計画でしたけれども、非常にタイトなスケジュールであるなというふうには思っておりました。今回、この工事が5カ月間伸びたということで、一般家庭へのシステム工事が日程的にどのように変更になったかというのをお尋ねしたいと思います。

そして、現在、進捗状況と申しますか、今どの地区まで終わっているということがあらか

たわかれれば、それもお答えいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この屋内放送受信システムにつきましては、平成27年度と平成28年度の継続費ということで、当初から2年計画で実施をしております。

おこなっているということではございません。今の進捗状況は、演告の中でもございましたけれども、平成27年度に工事を予定していた北鹿島、能古見、古枝、浜、七浦地区、それから、城内、高津原を除く大字高津原の各区と若殿分区では、住民の方の約85%が本工事の設置に同意していただく同意書を提出していただいております、工事については、古枝、浜、七浦、北鹿島地区の工事がほぼ完了し、現在、鹿島及び能古見地区の工事が行われて、全体の約30%の世帯の工事が完了しているということでございます。

それで、おこなっているものということではないですけれども、この新世紀センターの工期が延長されることに伴いまして、そこに設置する予定でありました本体の部分ですね、これが設置できなくなったことによりまして、もし仮に本体が設置していれば、工事完了の世帯については随時運用開始ができることとなっておりますけれども、それが約5カ月延びたということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

そしたら、この工事が5カ月延長になったということと、当初予定されていた一般家庭への設置工事が延びるということは無関係の認識でよろしいんですね。はい、わかりました。

そしたら、そっちの工事のほうは予定どおり、当初の計画どおりいっているということで認識しておいてよろしいですか。はい、わかりました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

何点か質問させていただきます。

一番最初全員協議会でこの話を聞いたときには、非常にどこにぶつけていいのか、怒り等も湧き出てきましたけど、もう何人かの皆さんが質問されていますので、余り重複したところは質問はしないでおこなうかなと思っております。

ただ、今までの質問にも出ているように、もともとのこのスケジュールに問題があったんじゃないのかなという気がします。結局、入札は7月16日に行われておりますけど、議会の議決を得たのは臨時議会の7月30日です。そこから始まっていると考えますよね。そう考えたときに、今、担当課長の方が耐震BCP材ということの説明をされていましたが、この設計をされたところが佐賀と鹿島の設計士さんだったと思いますけど、この設計書、この庁内で一級建築士もいるでしょうが、そこでのBCP材についての認識がどこまであったのか。受注生産で全国に5社しかないという、そういう認識を持った上でこの設計を取り入れ、そして6カ月で工事を進めようという計画になっていたのか。まず、庁内でこのBCP材の認識はありましたか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この基本設計を策定する中で、構造計画検討をしていく中で、この建物は官庁施設の基本的性能基準に示されるI類を満足することが求められているということで、その使用材料については、コンクリートはどんなもの、鉄筋についてはどんなもの、鉄骨について、柱はBCP325を使用するというを基本設計でうたっております。その中で、設計者とうちの総務課のほうにおります一級建築士と協議をしていく中で、こういったことを確認しておりますので、当然そういった認識にあるというふう考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私は少し勉強不足なところもあって、BCP材という言葉は初めて聞きました。このBCP材というものは、今まで鹿島市の施設の中で建築で使われていますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

過去にどういった鉄骨が使用されているかというのは調査をしておりますけれども、このBCP材というのがどういった性能かといいますと、冷間成形ということで、普通は熱を与えて形を変えるということですが、これは熱を加えないで、そのまま圧縮して形を変えるということになりますので、耐久性にすぐれているということになっております。ですので、恐らく東日本大震災を受けまして、こういった耐久性のある鉄骨、これが求めら

れているのではないかというふうに考えております。

今、冷間成形角型鋼管というのが主な用途というのは公共建築物、それから、店舗、オフィスビルなどに使われているということで、耐震性、安全性を確保する材料ということで、これを基本計画の基本構想の中に取り入れているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

性能は後から調べれば幾らでもわかりますよ。私は鹿島で使ったことがありますかと聞いたんですよ。使ったことがあったら、どういうふうにそこを使用するまでにいろんなことがあったか経験があるでしょう。今回、ないわけでしょう、初めて。

先ほどいみじくもおっしゃいましたよね。震災の後に新しくこういうふうな新建材と申しますか、素晴らしいものができていて、今いろんな店舗とかなんとかで耐震性を強めるために使っていると。じゃ、そこまでわかっていたら、これが全国に5社しかないということもわかっていたら、まず、こういうふうな工程をつくりませんか。そこに問題がないですか。だから、私は3月に間に合わなかったからどうのこうのというよりも、もともとのこの工期に問題がないのかと言っているんですよ。もともと1年間、去年の7月30日に臨時議会で可決を得た後、その後、1年間かけて建てるという、そういうふうなのだったら私は何も言わないですよ。しかし、こういうふうに3月でできますよと、そして、それに合わせていろんな防災の設備、家庭へいろんな災害時の放送もできる、そういうのをしますよと。多分、行政の皆さんはスピード感を持ってやられていたと思うんですよ。しかし、これが全くスピード感がなくなった、とまってしまった。こうなると、今からもっと大変なことになりますよ。市民の皆さんは、今、行政に対して、この工期が5カ月間おくれるということで、不信感とまでは言わなくても、不安に思ってくると思いますよ。じゃ次は、今お話に出てきている市民会館でどうなるのと。全てが、先ほど中村一堯議員は別の角度から言いましたけど、これはいろんな大変なことが起きてきますよ、この5カ月間延びるということは。だから、そのあたりを考えて、このBCP材を使うということに対して、もう少し勉強不足じゃなかったのかなと。

その請け負われた建設会社2社ありますよね。ここは今まで何回となくこのBCP材というのはいろんな建築物で使われているんですか。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

このBCP材の材料につきましては、先ほど申しましたように、最近では主な用途として

いろんなところで使われているということですので、ほかの用途にも使われているものと思っております。

この工期につきまして議員のほうから指摘がっておりますけれども、勉強不足じゃないかということでございますけれども、この基本設計の中では、もう既にこれを使うということはあらかじめ持っていたということ、それから、納期については標準的な納期を設定しているということ、それと、あと7月30日に議会の議決を経て、3月がどうかということですが、この最後の平成27年度末で完成するということは、結局、平成28年の佐賀県の再編計画、これがあるということで、しっぽはきちんと決まっていたということで、これがもし仮にもっと長い工期を使っていれば、佐賀県の再編計画がどうなるかということも影響を及ぼすかもしれないということがもっと前の段階で危惧されるところでございます。ですので、しっぽがどうしても平成27年度末で区切らなければならない。その中で、ぎりぎりの選択で工期を設定して大丈夫であろうということが、この工期で間に合うというふうな判断をしたところでございますので、厳しかったということではなかったと思います。厳しかった状況ではあると思うんですけれども、絶対に工期が延長しなければならない状態にならざるを得なくなったということにはならないというふう考えております。工期内に間に合わせることができると、その時点では判断したところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今の課長の答弁を聞いていると、答弁の内容に若干やっぱり苦しいのかなという気がしますよね。あなたの今のをもう一回ゆっくり自分で後で聞いてみらんですか。これは3月までにつくらんばらんやったとでしようもん。ほらね。

じゃ、逆を考えると、7月30日の議会での議決自体が遅かったんですよ。何でもう少し早く持ってこないか。それは副市長がいろいろ言うでしょう。さっきも言いましたよね。いろんな駐車場のところに一番最初がつくるとか、いろんなその場所の問題さまざまな、ピオも多分おくれたでしょう。全てが少しずつおくれたのかもわからないけど、しかし、これはやっぱり一番最初、総合庁舎は28年度の4月には移らないといけないというところから始まったんでしょう。それで、鹿島市で何としても武雄に行ってもらいたくないから、鹿島のほうで、じゃ、用意をしましょうということで、場所も一生懸命決めて、そしてこういうふうにやりました。しかし、もしかしたらこのやり方は綱渡りだったかもわかりませんね。どう考えても、私たち議員は建設に関して素人ですよ。15億円近くの建物を半年で簡単にできるものなのかなと。途中で何度となく検査も入るでしょう。私たちも市民の方から言われましたよ。私、委員長をしていますから。あそこの新世紀センターの工事、立入検査した

かって。まだしていません。今からしますよ。だから、市民の方から不安視から不信感に変わっていくんですよ。どこにも責任はない、そうかもわかりません。今おっしゃった3つの事項の中には、これは含まれていないかもわかりません。しかし、それだけで市民の方が納得しますかね。今後、こういうことは絶対起こしていただきたくないとは思っております。

今、私がるる述べましたけど、市長どう思われますか。私が言ったことはおかしいですか。御答弁ください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

率直に言いまして、おかしいとは思いません。いろんな見方もありますしね。

ただ、今回の原因といたしますか、理由に限って言えば、いろんなことが重層的に重なったということは言えると思います、それはですね。1つだけを極端に肥大化して言うというのは本当は正しくないと思うんですよ。というのは、1つだけ今議論になっていなかったのは、この建設業、あるいは建設資材をめぐる需給問題を見ますと、一番原因の1つは、東日本大震災に加速的にいろんな資材が投入されていると。もう1つは、オリンピックの開催が決まりまして、東のほうへ東のほうへいろんな圧力がかかっていったと、そういうことは言えると思うんですよ。

その中で、どういうことをよく後だって考えるかということ、実は最初は鉄材がばんと値上がりしたんですよ。鉄材の値上げから始まりました。そしてその後、中国は追っかけて鉄の増産に走りました。今逆に、ことし年明けてから鉄が供給過剰になっているんですよ。中国は今、躍起になって減産をしているということは御承知だと思います。

今、一番資材で問題になっているのは実はセメントなんですよ、セメントね。これはかなり上がっています。今回、関係あると言えばあるし、直接的にはないかもしれない。

もう1つ実は大変重要な要件がございまして、これだけの工事が北から南までであるのに、管理監督する、あるいは設計する人材が足りないということが、これは全国的な問題として出てきております。そこにいろんな要素が入ってきているんです。直接今回とは関係ありませんが、典型的には鹿島高校の工事は、あそこに文化財が出てきて1年間ストップとか、ほかのまちでも県内でもいろんな条件でおくれていると。だから、おくれていいとは言いませんよ。そういうものが一つ一つ重層的に重なっていると。だから、今回、鉄材のおくれを見誤ったことがあったかもしれない。それは結果的にそう言わざるを得ないかもしれない。それが原因だから、だから、そこをどうだった、おまえたちおかしかったんじゃないかということ、いい意味でなのか悪い意味でなのかよくわかりませんが、過大に評価してもらおうというのは、この中で一生懸命いろんな条件のもとで頑張った。

特に総合庁舎のことをおっしゃいましたけれども、あれは期限というよりも、いつまでと

いうよりも、総合庁舎は、少なくとも鹿島のまちから出ていくのを避けようじゃないかというのは第一目標だったんですよ。何も4月1日じゃないといけない、県はそんなことは言わなかったんですよ。計画はそうなっているということは間違いなかったんですけども、だから、今回、相談をしたら、割とあっさりと、そんならいよかやんねという話になっているということです。だから、それぞれの状況がいろいろ重層的だということだけは御理解をしておいていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございます。私も市長の御答弁を聞くのは大分なれてきましたので、今聞いていまして、後づけというものも入っているかなという気がしております。

ただ、総合庁舎に関しては耐震の問題があって期限を言われていたと思いますよ、28年の春というものを。だから、逆算してそこまでにつくろうということになったんだろうと思います。

もうここまで来てしまってからどうこうというのは、そして今回、こういうふうな議案も出ておりますから、今後どうするかということですが、もう1つちょっと気になるのが、開会のときに演告で言われた市長の中で、屋内での受信、これの今何%までいっているというのをおっしゃいましたよね。そっちのほうですけど、いろんなところの工事をやっていますけど、今実際、全世帯の三十何%しかになっていないんですよ。もともと3月いっぱいには新世紀センターができれば、そっちのほうは大丈夫だったんですか。これは何でこんなにそっちのほうもおくれているんですか。それをちょっと教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

この屋内放送受信システムにつきましては、平成27年度から28年の継続経費ということで各家庭に随時設置をしておりますけれども、その設置状況については今30%近くということになっております。この30%につきましては計画どおりでございます。新世紀センターに本体を設置したら、設置したところから随時放送ができるように運用開始をしていくと。徐々に広げていって、CATVの契約期間の12月22日まで全世帯をカバーしたら、全世帯に放送ができるということになりますので、今のところ予定どおり設置をしているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

はい、わかりました。そのところは私の認識不足だったのかなと思います。申しわけございませんでした。

先ほど担当課長、私の前、中村一堯議員からの質問のときに約款という言葉を使いましたよね。約款がありますと、約款にこういうふうに書いてありますと。後でその約款というものを私たち議員に提出していただけますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

議員の皆さんに配付をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、最後の質問をいたします。ここが重要です。

請負金額等に変更がないということで、工期の延長、これが今回上がっております。この後、一円たりともこの新世紀センターに関する事で追加契約はあり得ないですね。その確認をしておきます。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この工期の延長に伴う請負契約の変更はないものと思っております。

ただ、今後、約款によりますと、賃金または物価の変動に基づく請負代金等の変更というのは全くないとは言えない、今後の物価の変動等、賃金の変動によってはあり得るということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今のを聞いていると、やっぱり影響が出るんじゃないですか。出る可能性があるということですよ。

しかし、今後、これからも市民会館を含めた議論に今から入っていくと思います。その後は駅前の開発も少しおくれるかもわかりませんが、出てくるのかなと思います。こういうふうなことができるだけないように、それはもう天変地異何かあってからどうしようもない

ということだったら、それはいたし方ないことですが、未然に防げることができたのならば、そういうふうこれから取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。まず、議案第24号 新世紀センター（仮称）新築工事（建築主体）の請負契約の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 新世紀センター（仮称）新築工事（電気設備）の請負契約の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第25号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 防災情報伝達システム整備工事（防災行政無線同報系デジタル化分）の請負契約の変更について、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第26号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 防災情報伝達システム整備工事（防災行政無線移動系デジタル化分）の請負契約の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第29号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10、議案第29号 千葉県香取市との友好都市協定の締結についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

それでは、議案第29号 千葉県香取市との友好都市協定の締結について御説明をいたします。

議案書は54ページ、議案説明資料は75ページからになります。

千葉県香取市と幅広い分野の交流を通じて、お互いの理解と連携を深め、両市が一層発展することを願い、別紙55ページでございますけれども、55ページの友好都市協定書のとおり、友好都市協定を締結することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由は、歴史的につながりが深い香取市と友好都市協定を締結することにより、両市のさらなる友好関係を推進したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料のほうで御説明いたします。75ページをごらんください。

まず、香取市との友好都市協定締結の目的についてですが、歴史的につながりが深い香取市と「行政・教育・産業・防災・まちづくり」などの交流を通じて、お互いの理解と連携を深め、両市のさらなる発展を図ることを目的としております。

次に、協定締結に至った経緯ですが、香取市とは、合併前の佐原市の時代から相互に訪問を行い、交流を深めてまいりました。

平成24年度には、伊能忠敬来鹿200年記念事業をきっかけとして、香取市長に鹿島市を訪問いただきまして、鹿島市役所においてふるさとの自然、歴史、文化を活かしたまちづくり連携に関する協定の締結を行いました。このとき、双方で「友好都市として盟約の締結を目指す。」という一文を設け、友好都市を前提として交流を行ってきたところでございます。

また、平成26年度には鹿島市制施行60周年記念式典に香取市教育長が出席をされた際に、香取市から正式に友好都市協定締結への申し出をいただいたところでございます。

また、鹿島市と香取市と友好都市協定締結までの経過を時系列で掲げておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

76ページをお願いいたします。

今後のスケジュールについてですが、今回、議決をいただきましたら、香取市から御提案いただきました4月24日に予定されている香取市合併10周年記念式典に合わせて、前日の23日に香取市において鹿島市と香取市の友好都市協定の締結、災害時相互応援協定の締結を行いたいと考えております。

次に、友好都市協定締結後の交流内容については、現在行っております子供たちの交流事業を中心として、両市の道の駅や重要伝統的建造物群保存地区の関係者等の交流、災害時相

互応援協定に基づく相互応援、さらには、文化・歴史交流など、今後は他の分野にもさらに交流の幅を広げていければと考えております。

参考までに、香取市の概要を御説明いたします。

千葉県香取市は、千葉県の北東部に位置し、平成18年に佐原市、小見川町、山田町、栗源町の1市3町が合併して現在の香取市となりました。

人口は、平成28年1月現在で8万15人、面積は262.31平方キロメートルで、日本の原風景を感じさせる田園・里山や利根川周辺の自然景観など、水と緑に囲まれ、自然・歴史・文化に彩られた都市であります。

産業面では、古くから早場米の産地であるとともに、食用カンショの一大生産地です。

また、観光面では、東国三社の一つ、香取神宮や国史跡である伊能忠敬の旧宅、東洋一の規模を誇る水郷佐原水生植物園があります。祭りでは、国指定重要無形民俗文化財である佐原の大祭が有名です。

また、鹿島市と香取市との歴史的な関係は、鹿島藩初代藩主の鍋島忠茂が徳川家に近習として後の2代将軍秀忠に仕えていたころ、秀忠からその忠勤ぶりが認められ、現在の香取市にある下総矢作領5,000石を与えられました。その後、忠茂は佐賀鍋島本藩から鹿島に領地2万石を分け与えられ、鹿島鍋島藩の初代藩主になりました。

これにより鍋島忠茂は鹿島領、矢作領合わせて2万5,000石の大名となりましたが、大坂冬の陣で体調を崩し、矢作で逝去しました。その後、鹿島領と矢作領は分けられることとなりますが、今でも香取市の円通寺には忠茂から数えて4代までの墓所があります。

77ページには、鹿島市と香取市の比較を載せておりますので、御確認ください。

最後になりますが、香取市との友好都市協定の締結については、議会の議決を求めることについては法的な縛りや条例での取り決めなどは特にございませぬ。

しかし、平成9年に締結した韓国・高興郡との友好血縁都市協定については、市民の皆様のご理解をいただき、また、深めるといった目的から議決を求めたという経緯がございますので、今回の香取市との友好都市協定の締結も、韓国・高興郡の例に倣い、議会の議決を求めるものでございます。

以上、千葉県香取市との友好都市協定の締結についての説明を終わります。御審議をよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 千葉県香取市との友好都市協定の締結については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明3日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後6時3分 散会